

令和6年度

第4回 熊本市多核連携都市推進協議会

R7. 3. 27(木) 10:00~

はじめに

1. 骨子(案)のたたき台

2. 今後の進め方

はじめに

1. 骨子(案)のたたき台

2. 今後の進め方

はじめに

■本協議会の流れ

済

済

済
済

済

済
済
済

主な検討内容(予定)

第1回協議会

- ・次期都市マスタープランの統合イメージ

第2回協議会

- ・現行の都市マスタープランのふりかえり
- ・次期都市マスタープランの課題の抽出

第1回専門部会

- ・構成、課題、将来像

第2回専門部会

- ・分野別の方針

第3回協議会

- ・構成、課題、将来像
- ・分野別の方針

第3回専門部会

- ・分野別の方針
- ・地域別の方針

第4回専門部会

- ・目標
- ・誘導区域、誘導施設

第5回専門部会

- ・防災指針
- ・目標値

- ・骨子(案)

今回

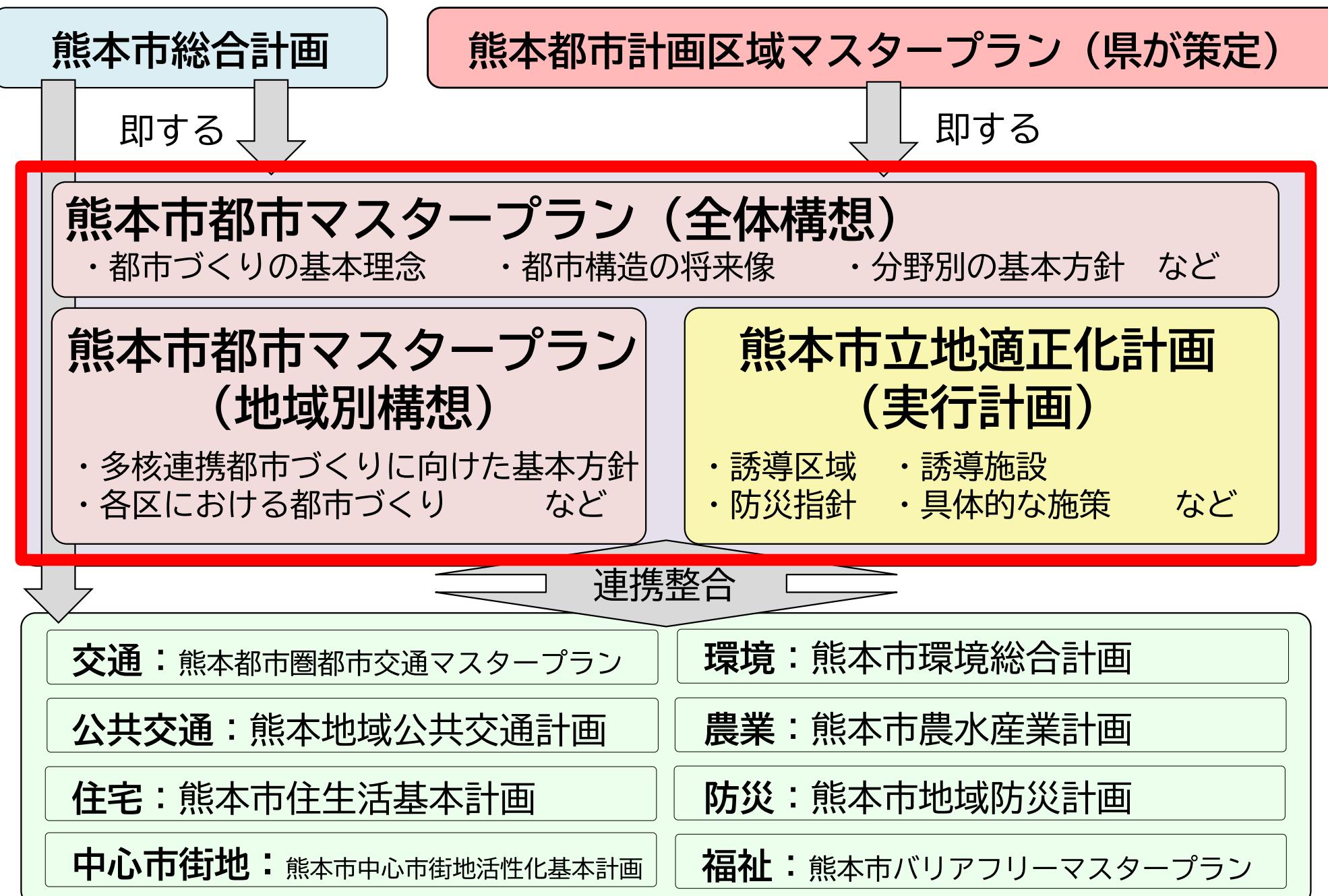
第4回協議会

- ・骨子(案)

骨子の作成

はじめに

■各種計画の体系について



はじめに

1. 骨子(案)のたたき台

2. 今後の進め方

1. 骨子(案) 【目次】

序章 熊本市都市マスターplan(仮称)について

1節 計画の位置付け

2節 目標年次

1章 都市の現況と課題

1節 課題の整理

2章 基本理念と目標、都市の将来像

1節 基本理念

2節 目標

3節 都市の将来像

3章 分野別の方針

1節 土地利用の方針

2節 都市施設・交通体系の方針

3節 都市空間整備の方針

4節 自然環境・景観形成の方針

5節 都市防災の方針

4章 区別の都市づくり

1節 中央区

2節 東区

3節 西区

4節 南区

5節 北区

5章 市街化区域における居住・都市機能の誘導の方針等～立地適正化計画～

1節 基本的な考え方

2節 都市機能誘導区域及び誘導施設

3節 居住誘導区域

4節 防災指針

5節 誘導施策

6節 届出制度

7節 目標値及び評価指標

6章 今後の進め方（進行管理）

1節 今後の進め方

2節 進行管理

1. 骨子(案) 【目次】

序章 熊本市都市マスターplan(仮称)について

1節 計画の位置付け

2節 目標年次

1章 都市の現況と課題

1節 課題の整理

2章 基本理念と目標、都市の将来像

1節 基本理念

2節 目標

3節 都市の将来像

3章 分野別の方針

1節 土地利用の方針

2節 都市施設・交通体系の方針

3節 都市空間整備の方針

4節 自然環境・景観形成の方針

5節 都市防災の方針

4章 区別の都市づくり

1節 中央区

2節 東区

3節 西区

4節 南区

5節 北区

5章 市街化区域における居住・都市機能の誘導の方針等～立地適正化計画～

1節 基本的な考え方

2節 都市機能誘導区域及び誘導施設

3節 居住誘導区域

4節 防災指針

5節 誘導施策

6節 届出制度

7節 目標値及び評価指標

6章 今後の進め方（進行管理）

1節 今後の進め方

2節 進行管理

1. 骨子(案) 【序章 熊本市都市マスタープラン(仮称)について】

1節 計画の位置づけ

■都市マスタープランとは

- 熊本市都市マスタープランは、本市の総合計画や、県の都市計画区域マスタープランに即し、都市計画法第18条の2に基づき定める本市の「**都市計画の長期的な方針**」です。
- 都市づくりの基本理念、目標、土地利用、都市施設等の分野別の方針等**を定めます。
- 本市が定める個々の都市計画は、**都市マスタープラン**に即したものでなければなりません。

■立地適正化計画とは

- 住宅及び都市機能誘導施設（商業、医療施設等）の立地の適正化を図るための計画です。
- 中心市街地と複数の地域拠点**を利便性の高い**公共交通**で結び、都市機能誘導施設を維持・確保するとともに、公共交通沿線等の人口密度を維持することにより、人口減少下においても**日常生活サービス機能**や**地域コミュニティ**などを**積極的に確保**し、周辺地域を含めた**暮らしやすさ**を維持していくことを目指しています。

■都市マスタープランと立地適正化計画の統合

- 熊本市都市マスタープランと熊本市立地適正化計画を一本化**することによって、市民にとってわかりやすい計画にするとともに、計画の推進を図ります。

2節 目標年次

■目標年次

- 都市マスタープラン(仮称)の目標年次は、**令和27年度(2045年度)**とします。

1. 骨子(案) 【目次】

序章 熊本市都市マスターplan(仮称)について

1節 計画の位置付け

2節 目標年次

1章 都市の現況と課題

1節 課題の整理

2章 基本理念と目標、都市の将来像

1節 基本理念

2節 目標

3節 都市の将来像

3章 分野別の方針

1節 土地利用の方針

2節 都市施設・交通体系の方針

3節 都市空間整備の方針

4節 自然環境・景観形成の方針

5節 都市防災の方針

4章 区別の都市づくり

1節 中央区

2節 東区

3節 西区

4節 南区

5節 北区

5章 市街化区域における居住・都市機能の誘導の方針等～立地適正化計画～

1節 基本的な考え方

2節 都市機能誘導区域及び誘導施設

3節 居住誘導区域

4節 防災指針

5節 誘導施策

6節 届出制度

7節 目標値及び評価指標

6章 今後の進め方（進行管理）

1節 今後の進め方

2節 進行管理

1. 骨子(案) 【1章 都市の現況と課題】

1節 課題の整理

- 都市の現況から、10分野の課題と視点を整理。

分類	課題・視点
●土地利用	<ul style="list-style-type: none">市街地の拡大と都市のスポンジ化中心市街地、地域拠点の拠点性を高める土地利用企業進出への対応農水産業の生産基盤の保全・既存集落の維持
●都市施設・交通	<ul style="list-style-type: none">道路ネットワークの形成・交通弱者に配慮した公共交通の整備公共交通の利便性向上・交通渋滞の解消老朽化したインフラへの対策
●市街地整備	<ul style="list-style-type: none">人口減少下での暮らしやすさの維持・歩いて暮らせるまちづくり
●住宅整備・空き家	<ul style="list-style-type: none">空き家対策の充実
●都市機能・居住誘導	<ul style="list-style-type: none">鉄道駅周辺の拠点整備、都市機能の充実
●経済・産業・観光	<ul style="list-style-type: none">地域経済や新庁舎整備に伴う中心市街地の活性化インバウンド等の観光需要への対応半導体関連企業進出による影響への対応・農業の振興等
●医療・福祉・教育	<ul style="list-style-type: none">健康づくりに配慮したまちづくり子育てしやすいまちづくり
●自然環境・景観	<ul style="list-style-type: none">地下水、自然環境の保全・農地の保全都市景観に関する施策の充実
●防災	<ul style="list-style-type: none">防災を前提としたまちづくり・防災拠点の強化要配慮者等のための防災計画
●市民参加・交流・デジタル化	<ul style="list-style-type: none">市民参画の推進・情報発信、情報共有都市の計画、管理、運営のデジタル化の推進

1. 骨子(案) 【目次】

序章 熊本市都市マスターplan(仮称)について

1節 計画の位置付け

2節 目標年次

1章 都市の現況と課題

1節 課題の整理

2章 基本理念と目標、都市の将来像

1節 基本理念

2節 目標

3節 都市の将来像

3章 分野別の方針

1節 土地利用の方針

2節 都市施設・交通体系の方針

3節 都市空間整備の方針

4節 自然環境・景観形成の方針

5節 都市防災の方針

4章 区別の都市づくり

1節 中央区

2節 東区

3節 西区

4節 南区

5節 北区

5章 市街化区域における居住・都市機能の誘導の方針等～立地適正化計画～

1節 基本的な考え方

2節 都市機能誘導区域及び誘導施設

3節 居住誘導区域

4節 防災指針

5節 誘導施策

6節 届出制度

7節 目標値及び評価指標

6章 今後の進め方（進行管理）

1節 今後の進め方

2節 進行管理

1. 骨子(案) 【2章 基本理念と目標、都市の将来像】

1節 基本理念

基本理念

くまもとの歴史や文化・自然を守り生かしながら、地域と共に多様な価値を創造し、次世代に活力をもたらす「多核連携都市」

基本理念の説明

本市は、古くから九州各地を結ぶ交通の結節点として栄え、九州の中核を成す拠点都市として発展してきました。また、人口増加や高度経済成長を背景に、暮らしやすいまちを形成しつつ、地域経済をけん引してきました。産業や経済、文化の振興を図り、市民生活の質と利便性を向上させるとともに、国内外の幅広い地域とつながる交流拠点都市となることを目指しています。

一方で、人口減少や少子高齢化の急激な進行、気候変動による水害や巨大地震発生のおそれなどが懸念されています。さらに、半導体関連企業の進出やインバウンド需要の増加、デジタル利用をはじめとするライフスタイルの変化など、本市を取り巻く情勢は大きく変わりつつあり、これらに対応した都市づくりが求められています。

そこで、本市では、これまでの人口増を前提とした都市づくりから、「成熟した持続可能な都市づくり」への転換を図ります。地域がこれまで蓄積し保有してきた資源や、投資により構築された既存ストックを最大限に活用しつつ、都市空間を再構築し、市民生活の質と都市の価値を向上させていきます。目指すは、防災力が高く、環境負荷は低く、国内外との交流と情報化が進んだ都市です。

そのために、居住や都市機能を集積し、車中心の社会からの転換を図り、公共交通を主軸とした暮らしやすく効率的な都市構造を構築します。そのうえで、中心市街地や地域拠点を中心に、賑わい創出と良好な景観形成等を図り、魅力と活力のある都市空間をつくります。広域的には、交通ネットワークを強化し、ビジネス・観光など、国内外からの多様な交流を促進するとともに、産業の振興を図ります。また、本市が誇る豊かな自然や、熊本城をはじめとする、歴史と伝統に育まれてきた地域の文化や産業、優れた景観等を守り育て、次世代に継承していきます。頻発・激甚化する自然災害に対しては、防災体制や都市基盤を強化し、インフラ施設を適正に管理して、都市が持つ防災機能を高めていきます。

まちづくりの原点は「地域」、そして、そこに暮らす「市民」です。本市は、地域の特性を活かしつつ、市民との協働により、まとまりのあるコンパクトな都市空間と、豊かな自然や歴史・文化の調和を図り、誰もが健康で安全に暮らしやすい、持続可能な「多核連携都市」を実現します。

2節 目標

都市づくりの目標

コンパクト・プラス・ネットワークの都市づくり

中心市街地や地域拠点等の利便性が高いエリアに居住や都市機能を緩やかに集約するとともに、公共交通の利便性を維持・向上させ、将来にわたって暮らしやすい「多核連携型」の都市構造をめざします。

誰もが移動しやすい都市づくり

道路、港湾、公共交通等の計画的な整備及び結節強化等により、利便性・安全性の高い交通ネットワークを構築し、九州中央に位置する地理的優位性を活かした、人や物が移動しやすい都市をめざします。

賑わいと魅力あふれる都市づくり

産業の振興や集積を図るとともに、地域特性を活かした居心地のよい都市空間を形成し、国内外から多様な人が集まり交流する賑わいと魅力あふれる都市をめざします。

環境にやさしい風格ある都市づくり

水や緑など貴重な地域資源の保全・活用、環境負荷の低減を図るとともに、熊本城をはじめとする歴史・文化を活かした美しい景観形成を推進し、持続可能な都市をめざします。

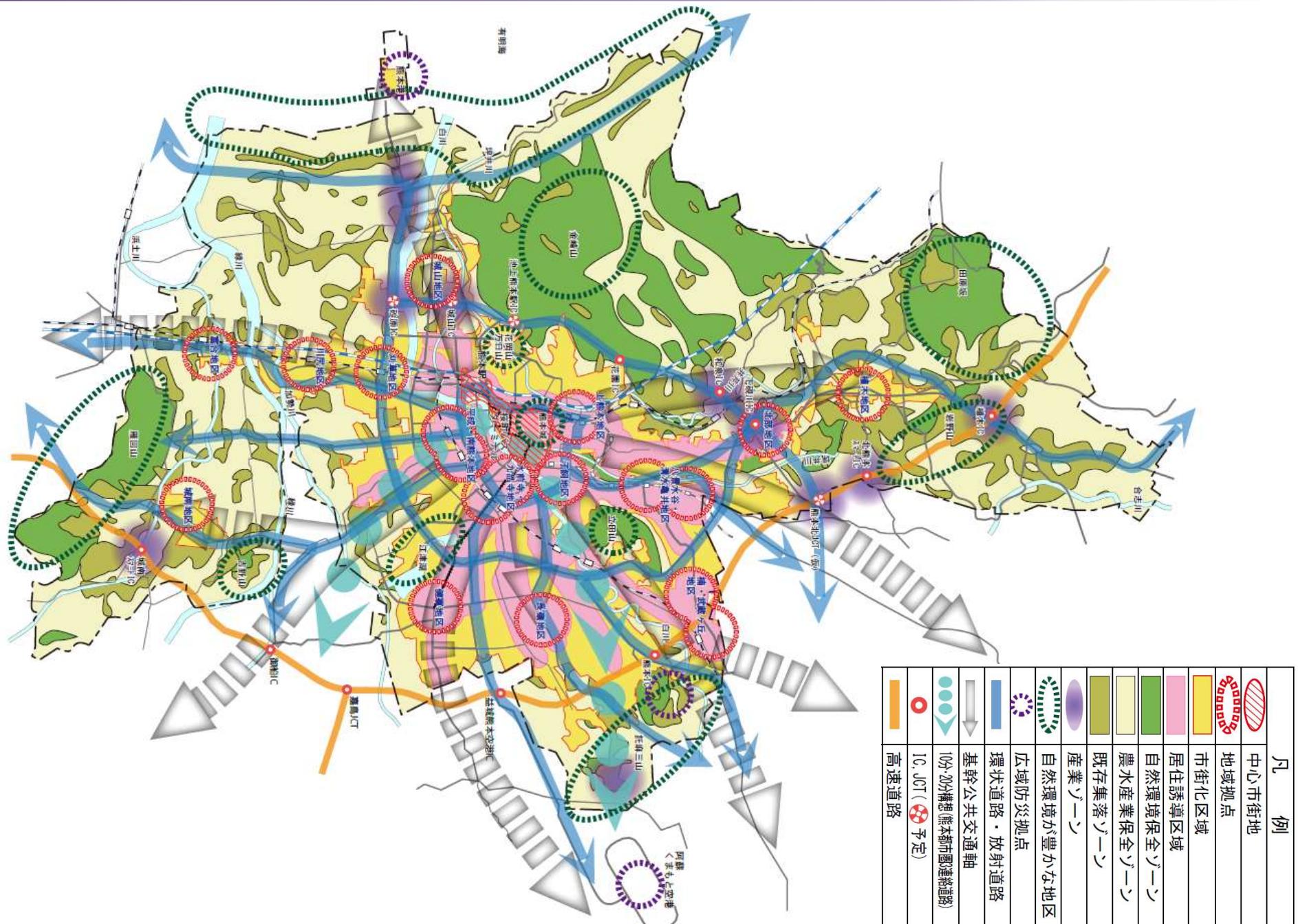
安心して住み続けられる都市づくり

災害の教訓を活かし、都市基盤の強靭化や防災対応力の強化を図り、すべての市民が安心して暮らすことができる災害に強い都市をめざします。

1. 骨子(案) 【2章 基本理念と目標、都市の将来像】

3 節 都市の将来像

※当該図は本市全体を大まかに示した概念図であり、道路等の位置を正確に示すものではない。
※R7年度中の計画策定に向け、本図は引き続き見直し予定。



1. 骨子(案) 【2章 基本理念と目標、都市の将来像】

【人口減少・少子高齢化が進行した将来のイメージ】

- 拡大した市街地のままで人口が減少した場合、一定の人口集積に支えられてきた医療・福祉・子育て支援・商業等の日常生活サービスの提供が将来にわたり困難になり、さらに、老朽化した道路、上下水道、公共施設等の管理が行き届かず、都市機能の衰退、公共交通等の縮小など都市機能が衰退していきます。

望ましくない未来

緑が減ってきた…

生活サービス施設が少なくなった…

荒廃した農地が多くなった…

空家や空店舗が増えた…

公共交通が不便になった…

建物の老朽化が進んでいる…

まちなかに魅力がなく活気もない…

1. 骨子(案) 【2章 基本理念と目標、都市の将来像】

【多核連携都市のイメージ】

- 中心市街地や地域の核となる拠点に日常生活サービス機能を維持・確保するとともに、デジタル技術等の活用を図り、その周辺や公共交通沿線等の人口密度を維持することで、人口減少下においても日常生活サービス機能や地域コミュニティなどが維持・確保された、誰もが暮らしやすい持続可能な都市を実現できます。

目指す未来



1. 骨子(案) 【目次】

序章 熊本市都市マスターplan(仮称)について

1節 計画の位置付け

2節 目標年次

1章 都市の現況と課題

1節 課題の整理

2章 基本理念と目標、都市の将来像

1節 基本理念

2節 目標

3節 都市の将来像

3章 分野別の方針

1節 土地利用の方針

2節 都市施設・交通体系の方針

3節 都市空間整備の方針

4節 自然環境・景観形成の方針

5節 都市防災の方針

4章 区別の都市づくり

1節 中央区

2節 東区

3節 西区

4節 南区

5節 北区

5章 市街化区域における居住・都市機能の誘導の方針等～立地適正化計画～

1節 基本的な考え方

2節 都市機能誘導区域及び誘導施設

3節 居住誘導区域

4節 防災指針

5節 誘導施策

6節 届出制度

7節 目標値及び評価指標

6章 今後の進め方（進行管理）

1節 今後の進め方

2節 進行管理

1. 骨子(案) 【3章 分野別の方針】

1節 土地利用の方針

■基本方針

今後、人口減少、超高齢社会の進行、都市のスponジ化、産業進出に伴う周辺環境への影響、災害リスクの増大等が懸念される中、**市街地は原則として拡大せず**、コンパクトで交通ネットワークが充実した**「多核連携都市」**を実現するための土地利用を図ります。また、伝統ある歴史・文化、地下水や豊かな自然環境、良質な農水産業の生産環境等と調和した土地利用を推進します。

■施策の体系

1) 市街化区域

①都市機能誘導区域

- 中心市街地は、本市及び熊本都市圏の社会経済活動を牽引するため、**地区計画制度や総合設計制度の活用、各種規制の緩和等**により、**広域的な高次都市機能や居住の誘導**を図ります。
- 地域拠点では、郊外部を含めた地域生活圏全体の暮らしやすさを維持するため、用途地域の見直しによる**土地利用規制の緩和や地区計画制度の活用等**により**日常生活に必要な機能を維持・確保**します。

②居住誘導区域

- 居住誘導区域では、**低未利用地や空き家等の既存ストックを活用**するなど、各種誘導策を展開することで、人口密度の維持を図ります。また、公共交通の利便性が高い**鉄道駅周辺等**では、**土地利用規制の緩和や地区計画制度の活用等**により、**居住の誘導**を図ります。

③その他

- 住宅と緑地・農地が調和した良好な居住環境、地域に密着した既存の日常生活サービス機能の存続、また工業の集積及び周辺環境に配慮した土地利用を図ります。

2)市街化調整区域等

①自然環境保全ゾーン

- 本市の地下水や豊かな緑等の恵まれた自然環境については、地下水のかん養域、多様な生物の生育・生息地として保全するとともに 市民憩いの場としての活用を図ります。

②農水産業保全ゾーン

- 豊かな自然環境のもと生産された安全・安心で良質な農水産物を安定的かつ持続的に提供していくため、優良農地をはじめ、農水産業の生産基盤を保全します。

③既存集落ゾーン

- 今後の人口減少、都市のスponジ化等を踏まえ、市街化区域縁辺部での開発を抑制するとともに、生活の拠点となる地域では地域コミュニティや地域特性に応じた生活利便性を維持するため、地区計画制度により、良好な居住環境の維持・確保を図ります。
- 集落内開発制度については、市街化調整区域の性格を踏まえ、新たな制度設計の検討を含め、「地域コミュニティの維持」に即した制度運用を図ります。

④産業ゾーン

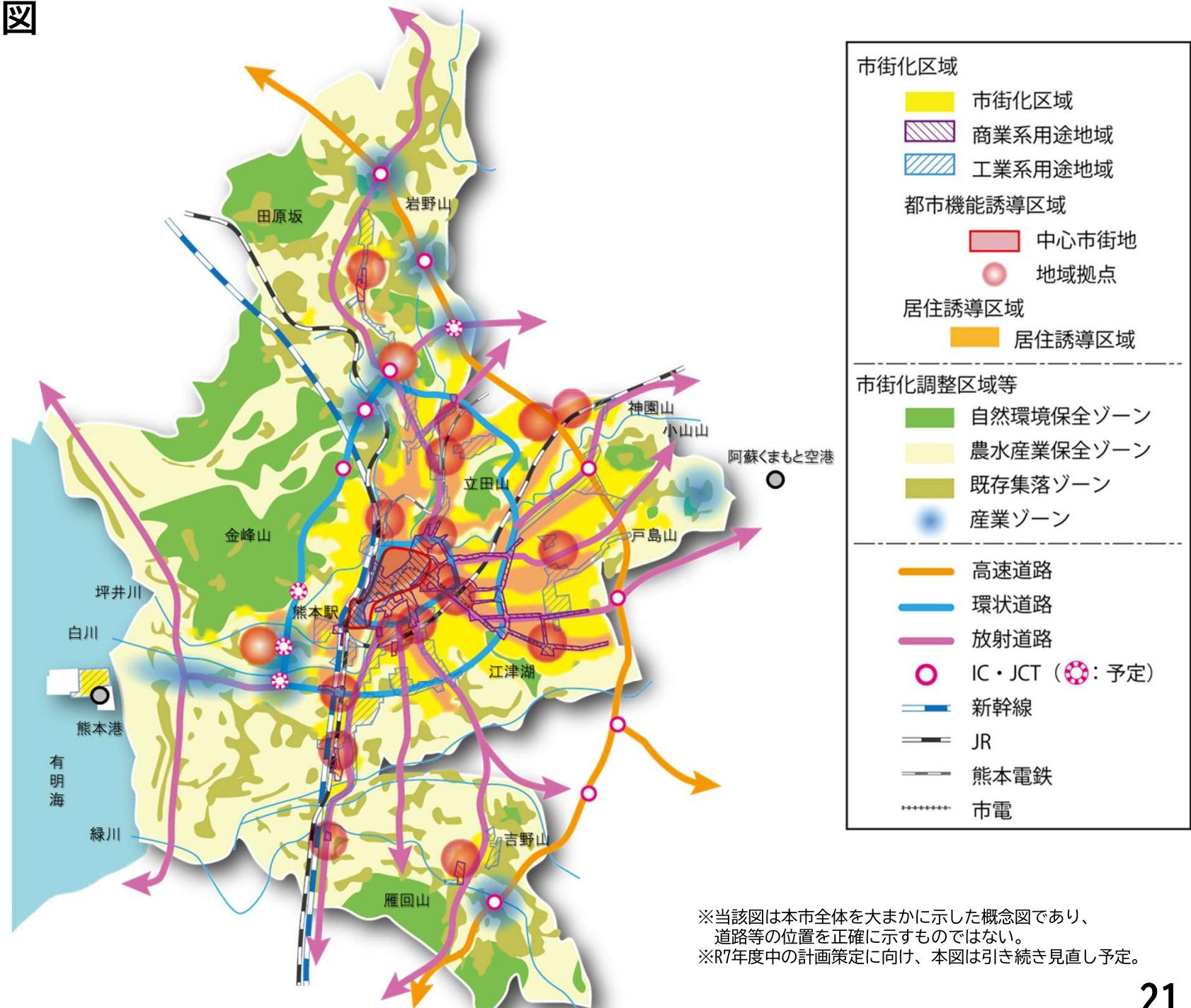
- 新たに立地する産業については、周辺環境との調和を図りつつ、高規格道路のインターチェンジ周辺など、広域交通の利便性が高いエリアに地区計画制度等により計画的に誘導を図ります。

3)災害リスクを考慮した土地利用

- 市街化区域の土砂災害等の恐れがあるエリアでは、段階的に市街化調整区域へ編入し、市街化調整区域内の同様のエリアは原則開発行為を抑制します。また、災害リスクが低いエリアへの移転を促進します。

1. 骨子(案) 【3章 分野別の方針】

土地利用の方針図



1. 骨子(案) 【3章 分野別の方針】

2節 都市施設・交通体系の方針

■基本方針

将来にわたった持続可能な都市づくりのため、鉄軌道や路線バス、港湾等それぞれの機能向上や網としての結節強化を図るとともに、広域道路網及び都市内道路網の形成を推進し、利便性の高い移動サービスや流通サービスを実現します。また、安全で暮らしやすい生活環境を確保するため、河川、下水道等の整備を推進します。さらに、これらの都市基盤や公共施設のストックを適切に維持・活用し、長期的に利用可能な質の高いストックの形成を図ります。

■施策の体系

1) 道路

① 広域的な道路ネットワークの整備等の方針

- 九州の中心に位置する地理的優位性を最大限に發揮するため、国・県と連携し、「熊本県新広域道路交通計画」に位置付けられた都市圏3連絡道路など、広域道路ネットワークの形成を推進します。
- 都市圏の主要地域との交流促進、連携強化のため、国・県・周辺自治体と連携し、都市圏の骨格である2環状11放射道路網や、空港、港湾など広域交通結節点へのアクセス道路の整備を推進します。

② 都市内道路の整備等の方針

- 都市内交通の結節機能強化につながる道路整備や、都市計画道路等の幹線道路の計画的な整備により、都市内の交通混雑を解消し、円滑な交通を確保します。
- 日常生活を支える生活道路の安全性等の向上を推進します。

2) 公共交通

①公共交通の整備等の方針

- 本市中心部と各方面の地域拠点等を結ぶ8軸を基幹公共交通軸に設定し、持続可能な都市圏全体の地域公共交通網の骨格となる各基幹軸の形成を図ります。
- 基幹公共交通の鉄軌道・幹線バスの定時性・速達性・輸送力の向上に向け、熊本市電については、安全を最優先とする運行体制を再構築しつつ、東町線の延伸やネットワークの検討を行うとともに、バスレーンの整備など各公共交通機関の特性に応じた機能強化、相互の連結強化等を図ります。
- 脱炭素社会の実現やまちの賑わい創出に貢献するため、自家用車から公共交通への転換を推進します。
- 日常生活に必要な移動手段の確保や更なる利便性向上のため、適切な水準でのコミュニティ交通の導入・維持を図ります。
- MaaS等の新たなモビリティサービスによる公共交通のシームレス化に取り組みます。
- 高齢者等の移動の安全性を確保するため、電停のバリアフリー化などの利用環境改善に取り組みます。

②歩行者、自転車空間の整備等の方針

- 歩道のバリアフリー化や照明等設置など、児童や高齢者をはじめとする全ての道路利用者の安全性・快適性・健康増進等に資する歩行空間を整備します。
- 誰もがまちなかを快適に回遊することができるよう、グリーンスローモビリティ等の多様な移動手段の提供に向けて取り組みます。
- 自転車走行空間や駐輪環境の整備など、自転車を便利な「交通手段のひとつ」として利用しやすい環境整備や、自転車通勤の促進に向けた取組を実施します。
- シェアサイクルの利用拡大やサイクリング環境の構築など、様々な場面で自転車を気軽に利用できる環境整備や取組を実施します。

3) その他の都市施設

①下水道

- 下水道計画区域の整備完了をめざし、未普及地区の下水道整備を進めるとともに耐震化を推進します。
- 下水道浸水対策計画に基づき、幹線排水路、貯留管、雨水ポンプ場等の整備を進めます。
- 資源の循環の取組として、下水汚泥の肥料化や消化ガスを燃料に発電するなど、資源・エネルギーとしての有効利用に取り組みます。

②河川

- 降雨時の洪水による河川の氾濫を防止し、市民の安全を確保するため、国や県による河川整備を促進するとともに、狭小な河川の改修や浚渫、遊水地等の流出抑制施設の整備を行うことで、浸水被害の防止・軽減を図ります。

③その他

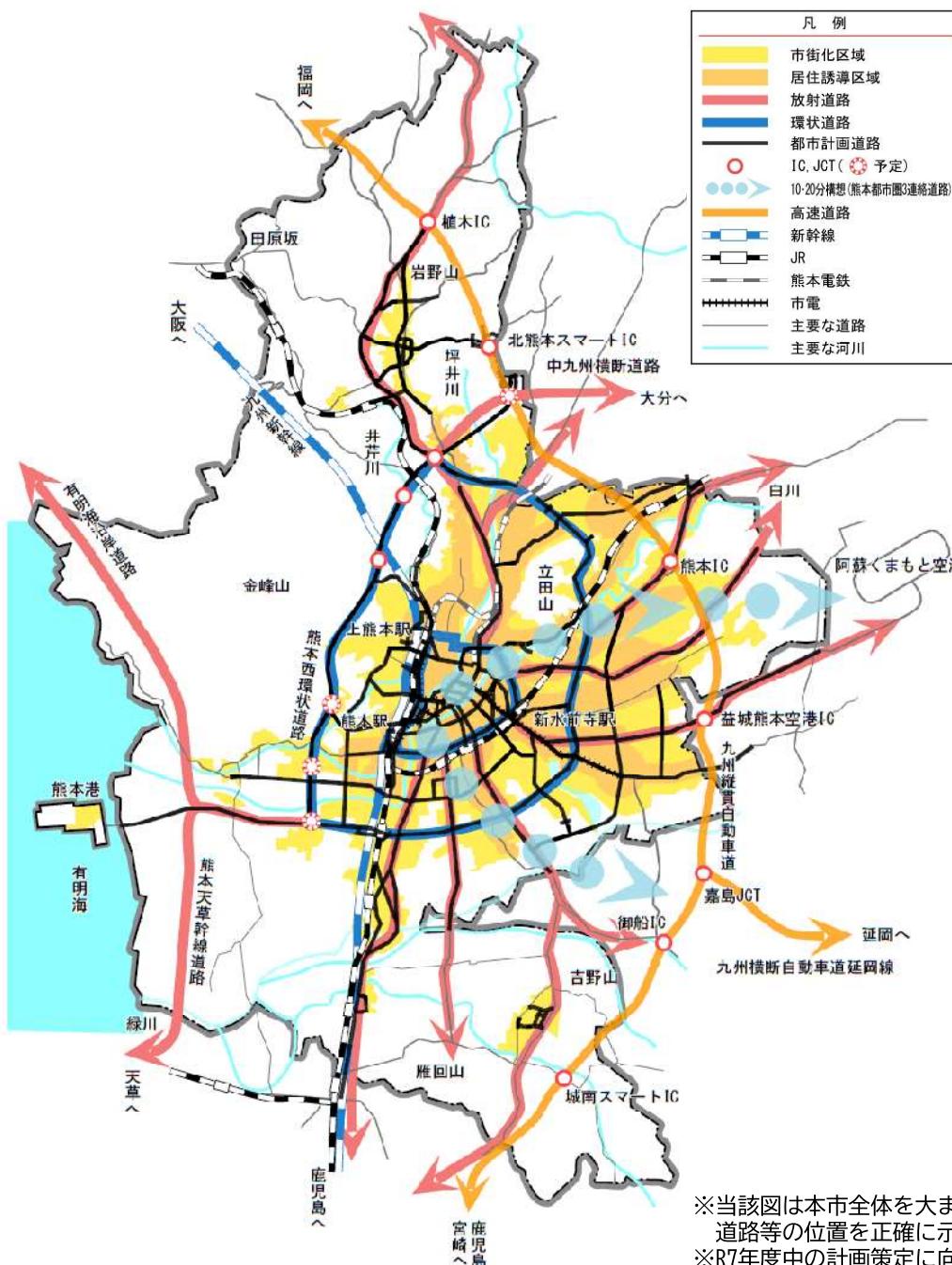
- 安全でおいしい水道水を安定的に供給するために、「安全」、「強靭」、「持続可能」な水道施設を目指し、耐震化や機能強化及び適切な維持管理に努めます。
- 住民福祉の向上及び暮らしの利便性増進のため、教育文化、社会福祉、医療を提供する施設等を計画的に配置するよう誘導します。
- 公共施設の耐震化・補強工事、食料等の物資の備蓄など、防災・減災機能を強化します。

4) 公共施設の管理等

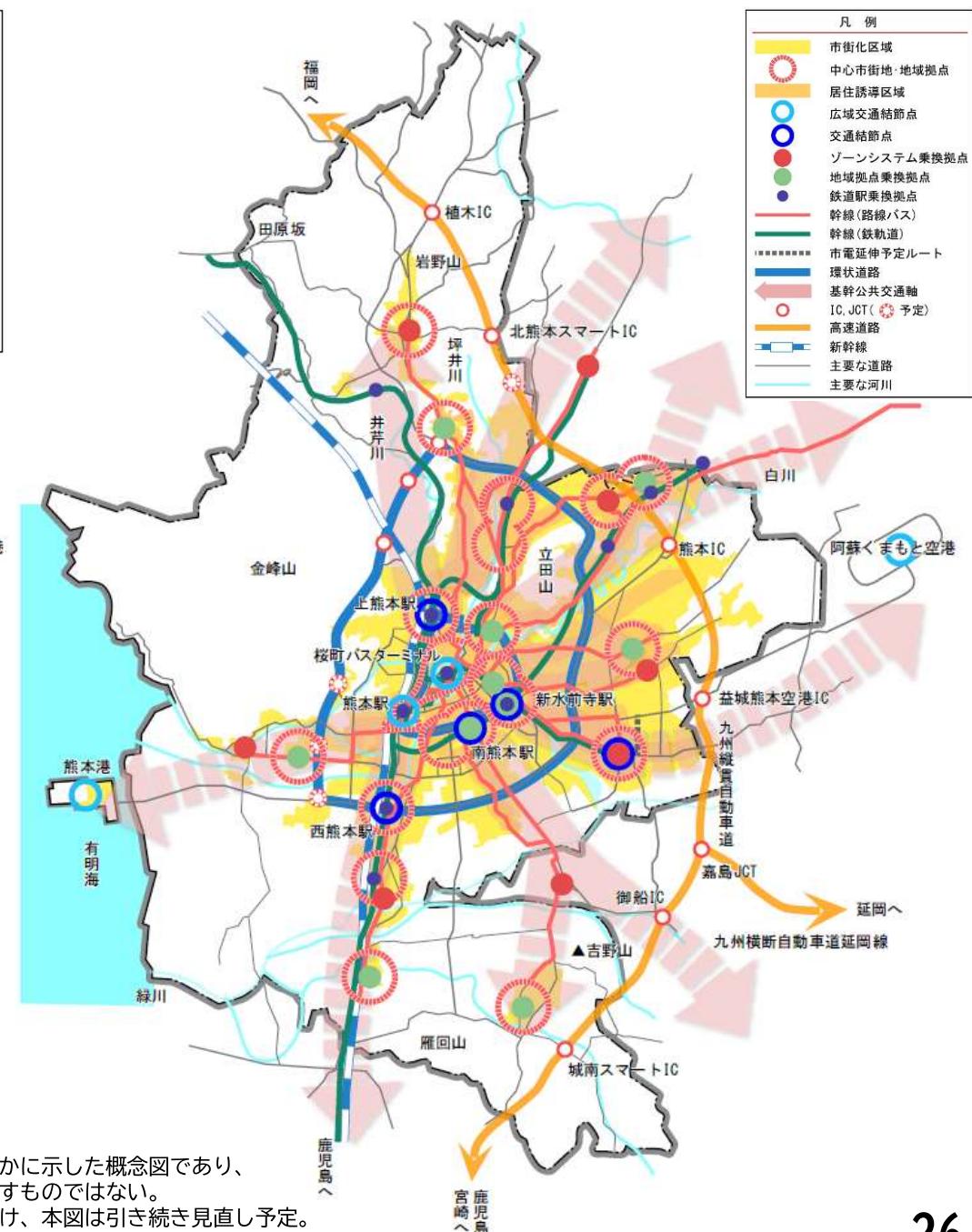
- 「熊本市公共施設等総合管理計画」に基づき、変化する社会構造や市民ニーズに対応しながら、公共施設更新の際の規模適正化や施設の統廃合によるライフサイクルコストの抑制に向けた取組を推進するとともに、統廃合後の施設について、公共施設マネジメントの観点や地域経済の発展などの視点から利活用を検討します。
- 道路の橋梁をはじめ、老朽化が進むインフラの適切かつ計画的な維持管理を推進するとともに、緊急輸送道路について、災害時に機能が発揮できるよう適切に管理します。
- 老朽化等の課題を抱える市営住宅については、安全性の確保、居住性の向上、省エネルギー対応、福祉対応、躯体の長寿命化等を図るため、改善事業を実施し、住宅性能の向上を図ります。
- 指定されている公共施設については、災害時における物資・避難拠点としての機能を確保します。

1. 骨子(案) 【3章 分野別の方針】

都市施設(道路)の方針図



交通体系(公共交通)の方針図



3節 都市空間整備の方針

■基本方針

本市及び都市圏の社会経済活動を牽引する**中心市街地**において、質の高い芸術、文化、幅広い交流等を提供する**高次都市機能を集積**するため、老朽建築物の建替えや土地の高度利用の促進を図ります。また、賑わいある**人を中心の空間**、**良好な都市景観**など、上質な都市空間を形成します。

また、**地域拠点**においては、身近なところで日常生活サービスを受けられるよう、地域の特性に応じて**商業、医療等の都市機能を維持・確保**するとともに、既存ストックや地域資源を生かした良好な都市空間を形成します。

市街化調整区域等においては、自然環境等と調和した**ゆとりある都市空間**を形成します。

■施策の体系

1) 中心市街地の整備等の方針

- 新庁舎整備の動きも踏まえながら、まちなか再生プロジェクトによる**老朽建築物の建替えを促進**し、緑やオープンスペースの確保など、**市街地環境の整備・改善**を図り、高次都市機能及び日常生活サービス機能を集積します。
- まちの賑わいに貢献し、まちづくりの核となる現庁舎跡地の利活用を通じ、中心市街地の更なる活性化を図ります。
- 歩行空間の整備や沿道店舗との連携、駐車場の適正配置、道路空間の再配分、面的・一体的なバリアフリー化等により道路空間を歩行者へ開放するなど、**人を中心のウォーカブルな空間を構築**し、居心地が良く歩きたくなるまちなかをつくります。
- 企業誘致**や**産業振興**による働く場や、**高齢福祉や子育て支援等の施設を誘導**し、地域の中で多様な世代が暮らしやすい都市空間を形成します。
- 空き家や低未利用地の活用**、並びに、共同住宅やオフィス・商業施設等の一体整備を促進し、**まちなか居住**の促進と賑わいの創出を図ります。
- 熊本城や城下町の歴史的資源を活かした街並み整備を促進します。

2) 市街化区域の整備等の方針

① 都市機能誘導区域(地域拠点)

- 地域の特性に応じた**都市機能や居住の集積**を図り、賑わいを創出するとともに、周辺の地域生活圏を含めた利便性向上のため、乗り継ぎの**交通結節機能等を強化**し、地域拠点までの移動の利便性を高めます。
- 交通結節機能が高い鉄道駅周辺などに、中高層住宅を中心とした住宅整備を促進し、居住を誘導します。
- 面的・一体的なバリアフリー化を促進するために、重点的に整備を推進する地区の設定を行い、移動の利便性や安全性の向上を図ります。

② 居住誘導区域

- 一定の人口密度を維持するため、交通利便性が高いエリアを居住誘導区域に指定し、**空き家や低未利用地の活用**を含めた**インセンティブ施策の展開等**により、居住の誘導を図ります。
- 低層、中高層住宅の整備、日常生活サービスに必要な店舗等の維持・確保を促進し、快適で利便性の高い市街地形成を図ります。

③ その他の市街化区域

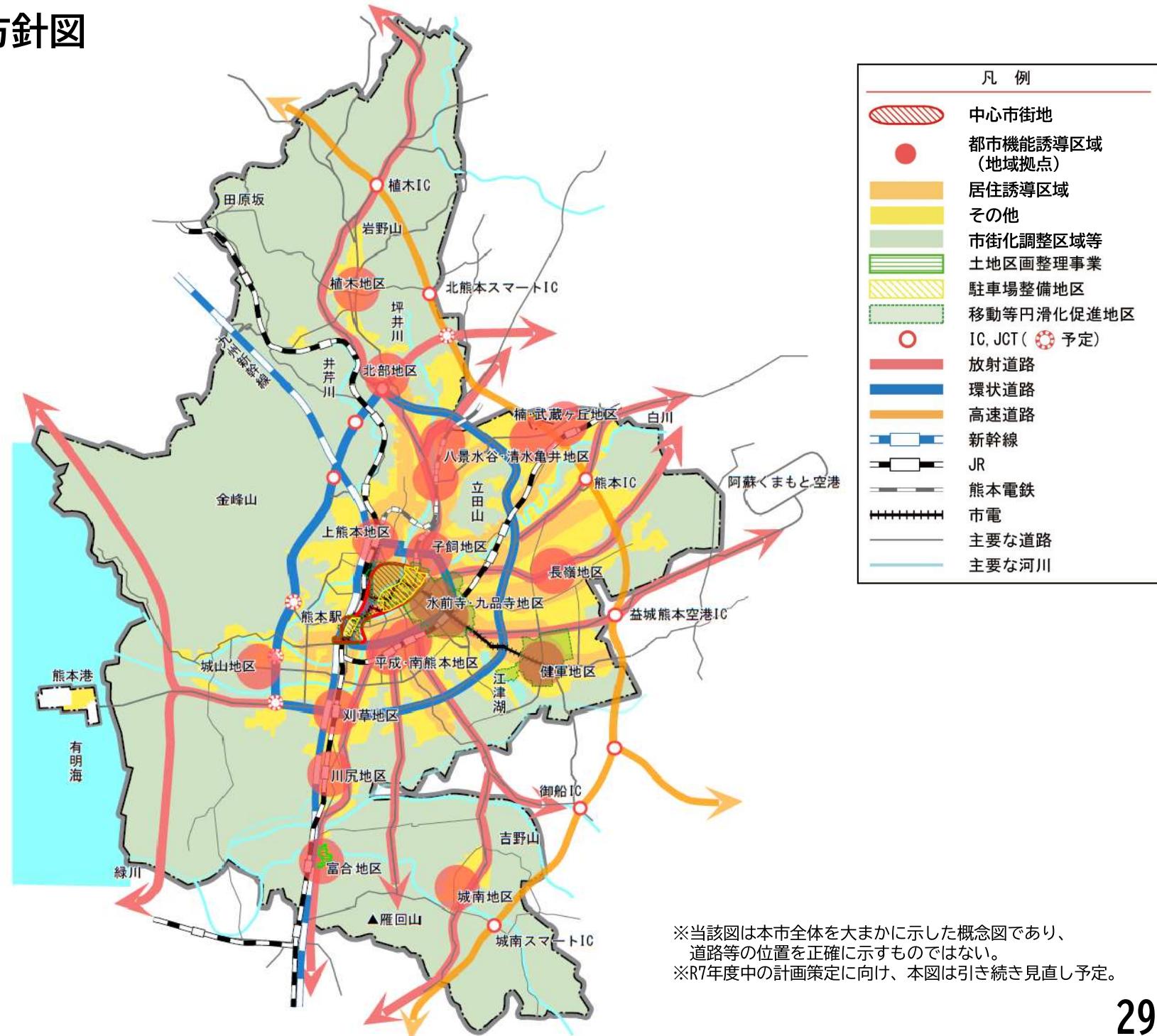
- 地域コミュニティの維持・向上の促進、空き家の活用、地域の個性を活かした魅力ある住まいづくりなどにより、周辺環境と調和した秩序ある市街地を形成します。

3) 市街化調整区域等の整備等の方針

- 市街化調整区域をはじめとする**郊外部**では、**豊かな自然環境等と調和した居住環境を保全**するとともに、無秩序な開発行為を制限します。
- **生活の拠点となる地域**では、地区計画制度等の活用により、**良好な低層住宅**と併せて、地域の特性に応じた**生活利便性の向上**に資する**施設の確保**を図ります。
- 特に**人口減少が著しい地域**については、集落内開発制度等により**既存集落のコミュニティ維持**を図ります。

1. 骨子(案) 【3章 分野別の方針】

都市空間整備の方針図



4節 自然環境・景観形成の方針

■基本方針

本市が誇る貴重な財産を後世に引き継ぐために、**地下水の保全**や「森の都」づくりを進めるとともに、「水と緑と歴史を活かし地域と共にぎわいと活力を育む、**くまもとの景観づくり**」を推進し、持続可能なまちづくりに取り組みます。

■施策の体系

1)自然環境等の保全の方針

- 緑を、守り・育み・活かし・繋げ、市民・事業者・行政が一体となって、緑豊かなまちづくりを進めます。
- **生物多様性の保全**上、重要な場所に位置付けられる金峰山系、立田山、雁回山、水前寺・江津湖、白川・緑川、有明海（干潟）を未来へ継承します。
- 民有地の緑化等を積極的に推進し都市内緑地の確保に努めるとともに、特別緑地保全地区や環境保護地区等の制度を活用し、**水と緑のネットワーク形成**を図り、都市における良好な自然環境を後世に引き継ぎます。
- 脱炭素で豊かな生活ができるまちを目指し、CO₂の削減に寄与する緑の保全・創出を進めます。
- 街路樹等の植栽スペースや雨水浸透枠の設置など、**グリーンインフラの取組**を推進し、自然環境が有する機能を活用します。
- **地下水保全**の取組を推進し、また、水の風土と文化を後世に伝えるため湧水群等に関する情報を発信します。
- **農地の保全**とともに、本市が誇る農業の維持・振興を図ります。

2)公園緑地等の方針

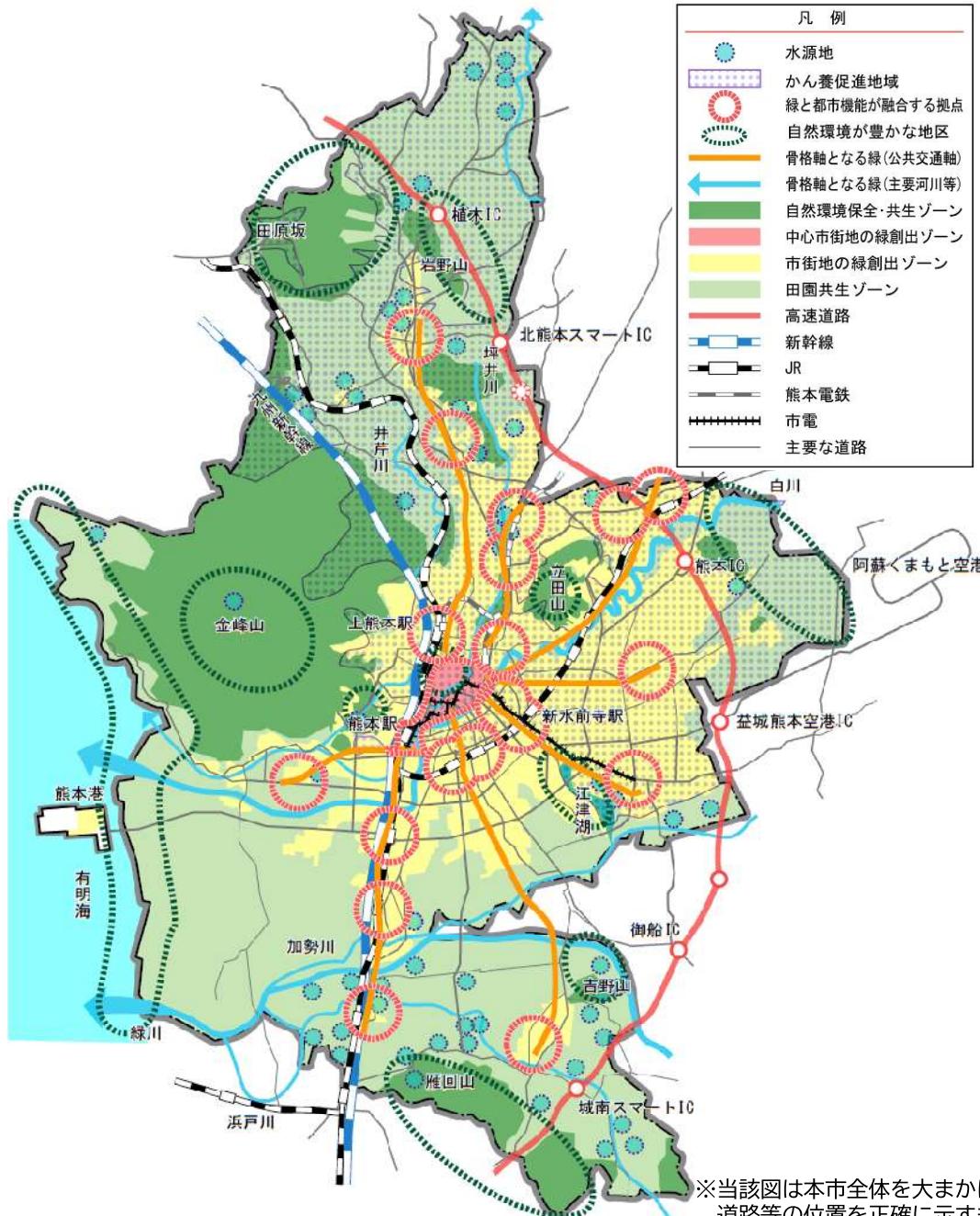
- 公園の適正配置により、**公園不足地域の解消**に努めるとともに、既存公園の有効活用を図ります。
- 市民の身近なコミュニティ形成の場として、**市民等との協働**による適正な維持・管理を推進するとともに、公園の機能・立地の集約・再編、**新たな整備・管理手法として民間活力の導入**を検討します。
- 老朽化した公園施設の計画的な改修や防災機能の向上を進めるとともに、改修にあたってはバリアフリー化を行うなど人にやさしい公園づくりを進めます。

3) 都市景観形成の方針

- 熊本らしさを醸成する重要な地域である熊本城周辺、水前寺周辺、江津湖周辺、熊本駅周辺、熊本空港周辺等において、**重点地域や特定施設届出地区等の指定**を継続し、**地域特性に合わせた景観形成**のための施策を推進します。
- 地域拠点等の魅力を創出するため、地域特性を引き立たせる**魅力的な夜間景観づくり**を地域住民とともに進めます。
- 豊かな歴史的文化施設の魅力や価値を後世に継承するため、適切に保全・整備・活用等を行い、**歴史的風致の維持・向上**を図ります。また、新町・古町地区や川尻地区において、ガイドラインに基づき、歴史や文化を踏まえた町並みづくりに取り組みます。
- 熊本城や水前寺成趣園、熊本駅など都市の玄関口となる場所等は、良好な眺望景観、沿道景観を保全・創出するために、**建築物や屋外広告物等の規制や誘導**を継続的に進めます。
- 金峰山等の山々の緑や水前寺・江津湖等の豊かな水辺、白川や坪井川等の河川、農地等の景観を永続的に保全継承することを基本とし、市街地においては、建築行為や開発行為の際、積極的に緑化を進めていきます。
- 公園や街路樹整備、公共用地の緑化、あるいは民間の建物緑化や敷地内緑化を進めるとともに、景観重要樹木の指定制度等を活用します。
- 風致地区制度により自然的風致を適正に維持し、後世に引き継ぎます。

1. 骨子(案) 【3章 分野別の方針】

自然環境の方針図



景観形成の方針図



※当該図は本市全体を大まかに示した概念図であり、
道路等の位置を正確に示すものではない。

※R7年度中の計画策定に向け、本図は引き続き見直し予定。

5節 都市防災の方針

■基本方針

激甚化・頻発化する災害に強い強靭な都市基盤を形成します。併せて、過去の災害の経験を踏まえ、市、市民、事業者及び地域組織の災害対応力を強化することで、真に災害に強いまちの実現に取り組みます。

■施策の体系

1)都市基盤の強化

- 災害時の道路ネットワークを確保するため、広域道路の整備を推進するとともに、老朽化した道路施設の計画的な修繕、道路のり面の補強、無電柱化、橋梁等の耐震化を推進します。
- 緊急輸送道路について、災害時に機能が発揮できるよう、適切に管理します。
- 市街地再開発事業等の手法を活用し、土地の合理化等により耐震や耐火性能に優れた良好な建築物への建替えを促進するとともに、有効なオープンスペースの確保を図ります。
- 火災の危険性が高い市街地では、防火地域・準防火地域の指定により、耐火建築物の建築を促進します。
- 災害に強い河川づくりを進めるとともに、浸水被害を防止・軽減するための排水路や排水機場などの雨水排水施設の整備を推進し、道路冠水等の改善を図ります。
- 雨水浸透枠設置の推進など、市民や関係者と協働し、流域治水に取り組みます。
- 新庁舎整備や防災関連施設の整備・計画的な修繕・耐震化の推進や代替機能の確保など、都市全体の防災機能を高めます。

2)防災減災の推進

- 防災基本条例に基づき、市、市民、事業者及び地域組織の役割分担の下、各々の防災意識や災害対応力を高め、校区防災連絡会等と協働し、自助、共助及び公助による地域防災力の更なる向上を図ります。
- 災害危険区域や土砂災害特別警戒区域等から安全な場所への住み替えや、その他災害のおそれのある危険な箇所の住宅等に対する必要な対策や支援などを推進します。
- 各種災害ハザードマップの改善、災害時に利用可能なトイレや給水施設の整備促進を図るとともに、災害リスクを踏まえた居住地の選択が可能となるよう、積極的に市民へ周知を図ります。

1. 骨子(案) 【3章 分野別の方針】

都市防災の方針図



※当該図は本市全体を大まかに示した概念図であり、
道路等の位置を正確に示すものではない。
※R7年度中の計画策定に向け、本図は引き続き見直し予定。

1. 骨子(案) 【目次】

序章 熊本市都市マスターplan(仮称)について

1節 計画の位置付け

2節 目標年次

1章 都市の現況と課題

1節 課題の整理

2章 基本理念と目標、都市の将来像

1節 基本理念

2節 目標

3節 都市の将来像

3章 分野別の方針

1節 土地利用の方針

2節 都市施設・交通体系の方針

3節 都市空間整備の方針

4節 自然環境・景観形成の方針

5節 都市防災の方針

4章 区別の都市づくり

1節 中央区

2節 東区

3節 西区

4節 南区

5節 北区

5章 市街化区域における居住・都市機能の誘導の方針等～立地適正化計画～

1節 基本的な考え方

2節 都市機能誘導区域及び誘導施設

3節 居住誘導区域

4節 防災指針

5節 誘導施策

6節 届出制度

7節 目標値及び評価指標

6章 今後の進め方（進行管理）

1節 今後の進め方

2節 進行管理

1. 骨子(案) 【4章 区別の都市づくり】

1節 中央区

特徴と役割

- 高次都市機能をもつ中心市街地を有し、熊本都市圏の社会経済活動の牽引役。
- 城下町の風情と県内最大の商店街が形成され、新旧の街並みが調和。
- 全体の約9割が住宅地・商業地・工業地・公共施設用地などの都市的土地区画整備で、特に商業地の割合が大きい。
- 子飼地区、水前寺・九品寺地区、平成・南熊本地区といった地域拠点が存在。
- 熊本城などの多くの文化財、豊富な緑・湧水といった歴史的資源と自然が分布。
- 桜町バスターミナルを中心に、公共交通機関（市電、JR、熊本電鉄、バス）やシェアサイクルなどの多様な交通モードが充実。
- 教育機関、医療機関など様々な都市機能が充実。
- 熊本城周辺などが歴史的風致や景観計画の重点地域に指定。

中央区の都市づくり

①高次都市機能の維持・集積

都市圏の経済活動や交流の中核を成す中心市街地において、新庁舎整備を契機とした更なる活性化を図るとともに、高次都市機能の集積や多様な人々が集う広域交流拠点としての機能を強化します。

②都市基盤の整備推進

基幹公共交通8軸の強化や2環状11放射道路網の整備等により、中心部へのアクセス性の強化、交通混雑の緩和を図るとともに、河川整備や浸水対策の重点地区の整備を推進します。

③中心市街地の活性化と地域拠点の利便性・拠点性の向上

中心市街地及び、地域の核となる地域拠点において、都市機能の更新や企業誘致、高齢福祉や子育て支援施設の誘導、まちなか居住を促進し、賑わいの創出と拠点性の向上を図ります。

④自然環境・歴史的資源の維持・保全等による風格ある空間形成

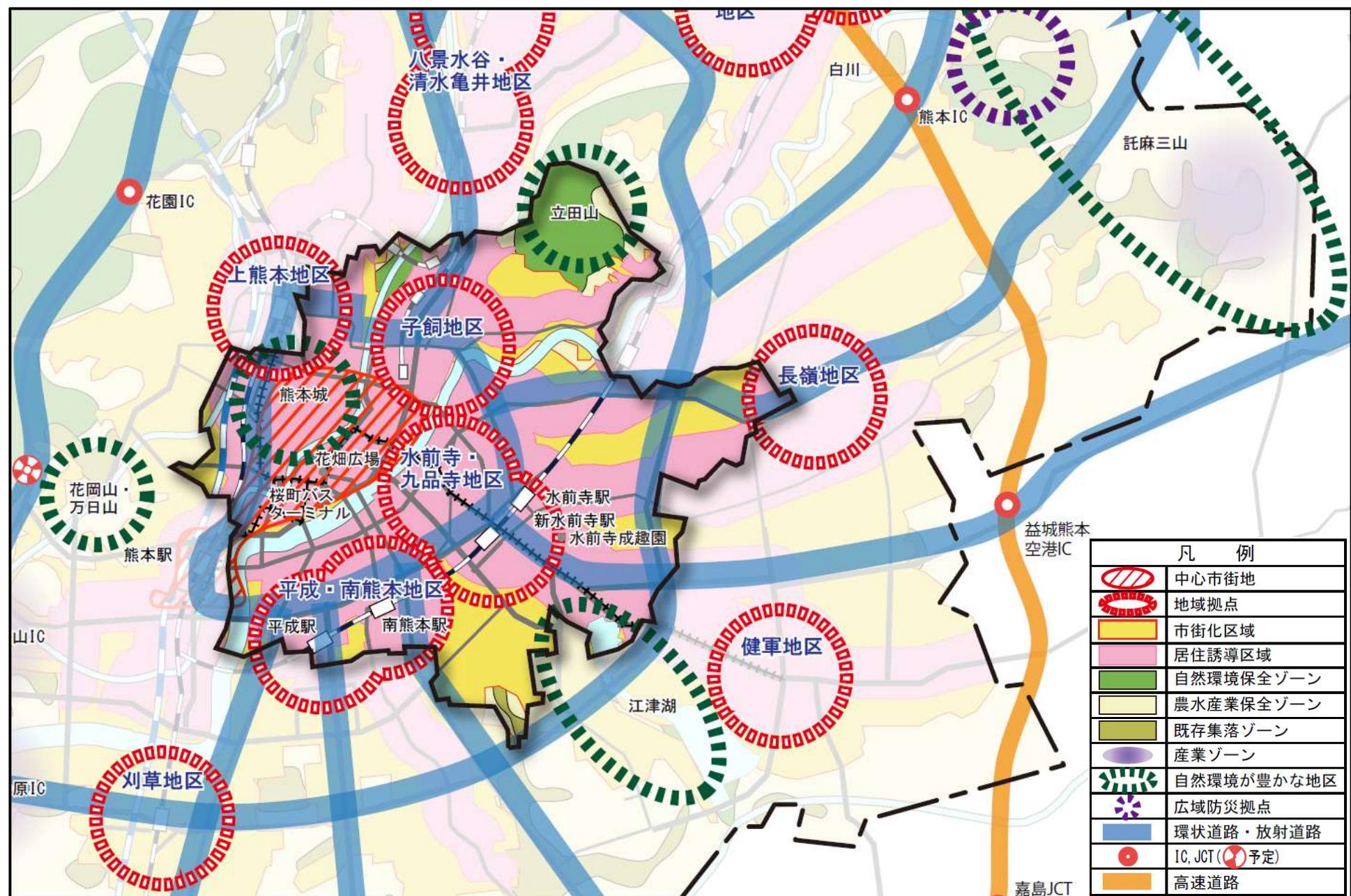
熊本城・立田山・水前寺・江津湖等の多くの自然環境・歴史的資源を適切に保全・活用するとともに、美しい景観形成を図り、風格ある都市づくりを推進します。

⑤防災機能の強化

住民をはじめ、多くの買い物客や観光客の安全を確保するため、花畠広場の活用を図るとともに、一定の規模を持つ帰宅困難者の待避施設を指定し、民間施設と連携した防災機能の強化を図ります。

1. 骨子(案) 【4章 区別の都市づくり】

将来構成図（中央区）



1.骨子(案) 【4章 区別の都市づくり】

2節 東区

特徴と役割

- 5区の中で最も人口が多く、住宅地を中心に都市的土地区画整備が広がる。
- 商業・金融のほか、多くの医療機関・福祉施設・教育機関が立地。
- 長嶺地区、健軍地区といった地域拠点が存在。
- 託麻三山や熊本県民総合運動公園、動植物園など、自然や公園・緑地が多く存在。
- 健軍神社、四時軒といった文化財があり、また一部地域が景観計画の重点地域に指定。
- 阿蘇くまもと空港や熊本IC等、全国および九州各都市からの玄関口となる広域交通拠点が立地。
- 圃場整備が進んだ供合・秋津・画図地区では、米・麦・大豆などの農業生産基盤が広がる。

東区の都市づくり

①新たな産業用地の計画的な誘導

半導体企業等の進出を踏まえ、空港周辺などにおいて、地区計画制度等を活用した計画的な産業の立地誘導と、民間事業者と連携した都市基盤の整備等により、農地等の周辺環境に配慮した産業用地の確保を図ります。

②都市基盤の整備推進

広域道路や都市計画道路等の整備により、IC・空港といった広域交通拠点へのアクセス性を強化するとともに、公共交通の利用を促進し、交通混雑の緩和を図ります。また、河川整備や浸水対策の重点地区の整備を推進します。

③地域拠点の利便性・拠点性の向上

健軍地区における商店街などとの連携による多様な都市機能の誘導や、長嶺地区における医療や福祉施設の維持により拠点性の向上を図るとともに、空家対策等を推進し居住の誘導を図ります。

④自然環境の保全と利活用の推進

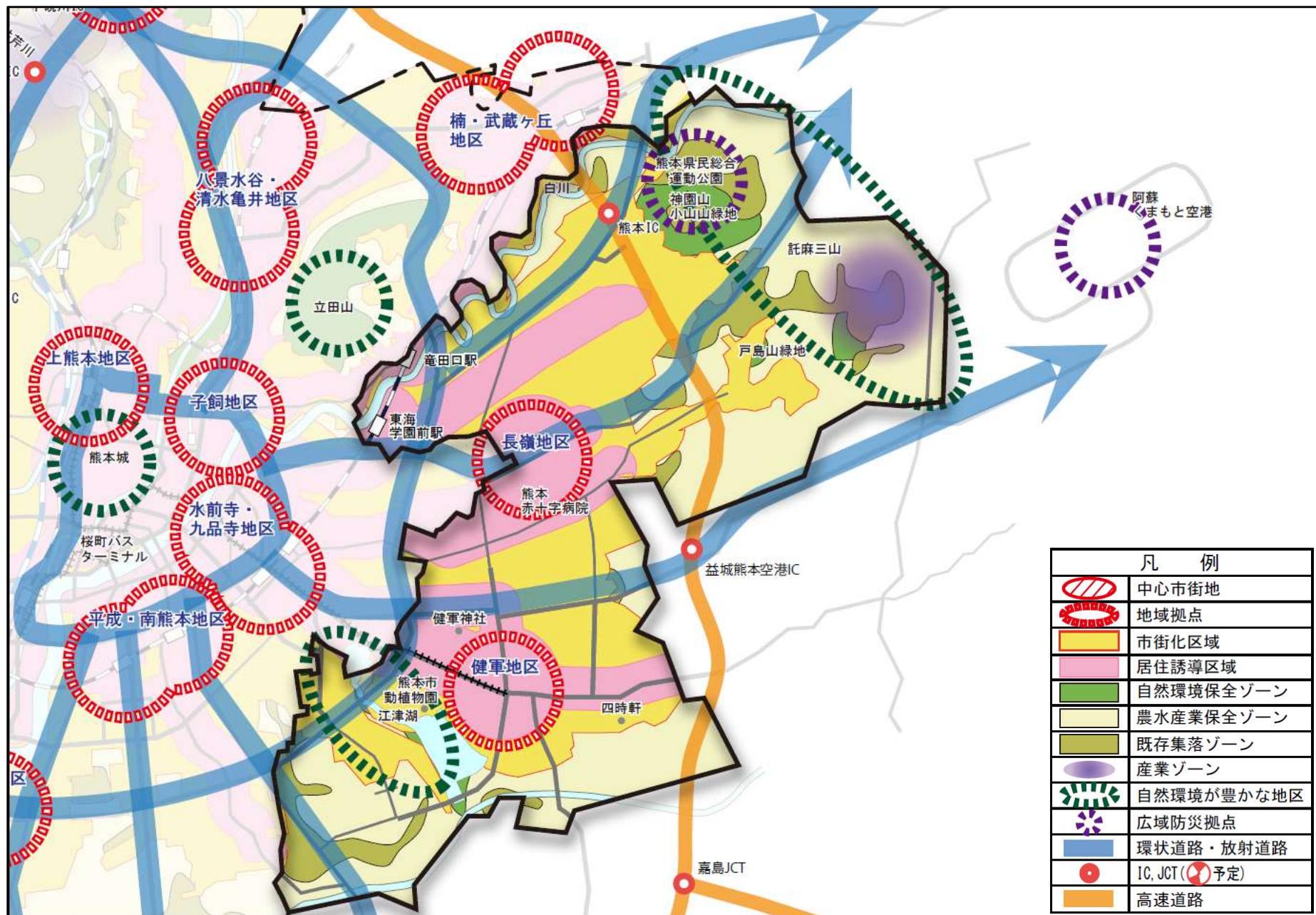
豊富な自然とレクリエーション機能をもつ託麻三山・江津湖等の保全とともに、官民協働による利活用を推進し、自然と共生する都市づくりに取り組みます。

⑤防災機能の強化

広域防災活動拠点である熊本県民総合運動公園や、基幹災害拠点病院である熊本赤十字病院における円滑かつ着実な災害時活動の支援を可能にするため、都市計画道路等の交通ネットワークの強化を図ります。

1. 骨子(案) 【4章 区別の都市づくり】

将来構成図（東区）



1. 骨子(案) 【4章 区別の都市づくり】

3節 西区

特徴と役割

- 熊本駅周辺に、商業施設・企業や居住の集積が進み、新たな交流拠点が形成。
- 熊本駅、熊本港といった市の玄関口としての広域交通拠点が存在。
- 熊本西環状道路の整備が進み、有明海沿岸道路や熊本天草幹線道路が計画。
- 城山地区、上熊本地区といった地域拠点が存在。
- 池辺寺跡や千金甲古墳などの名所・旧跡が数多く存在し、3つの歴史的風致が指定され、また、熊本城、熊本駅付近は景観計画の重点地域に指定。
- 農水産業の生産拠点（みかん、野菜、ノリ・アサリなど）と食の流通拠点（田崎市場）が隣接。
- 有明海沿岸部や河川の河口周辺では津波や高潮による浸水が想定。

西区の都市づくり

①農水産物の生産基盤と地域コミュニティの維持、産業用地の計画的な誘導

米、みかん、野菜、ノリ・アサリなど農水産物の生産基盤を維持・保全するとともに、地域コミュニティや日常生活サービス機能の維持を図ります。また、半導体企業等の進出を踏まえ、周辺環境に配慮した産業用地の確保を図ります。

②都市基盤の整備推進

国・県と連携し、有明海沿岸道路や熊本西環状道路、熊本港等といった広域交通ネットワークの整備を推進し、地理的ポテンシャルを活かした都市づくりを進めるとともに、河川整備や浸水対策の重点地区の整備を推進します。

③中心市街地の活性化と地域拠点の利便性・拠点性の向上

交通利便性に優れる熊本駅周辺をはじめ、上熊本地区、城山地区において、地区計画制度の活用、交通結節機能の強化等により、都市機能や居住の誘導を図り、利便性・拠点性の向上を図ります。

④自然環境の保全と利活用の推進

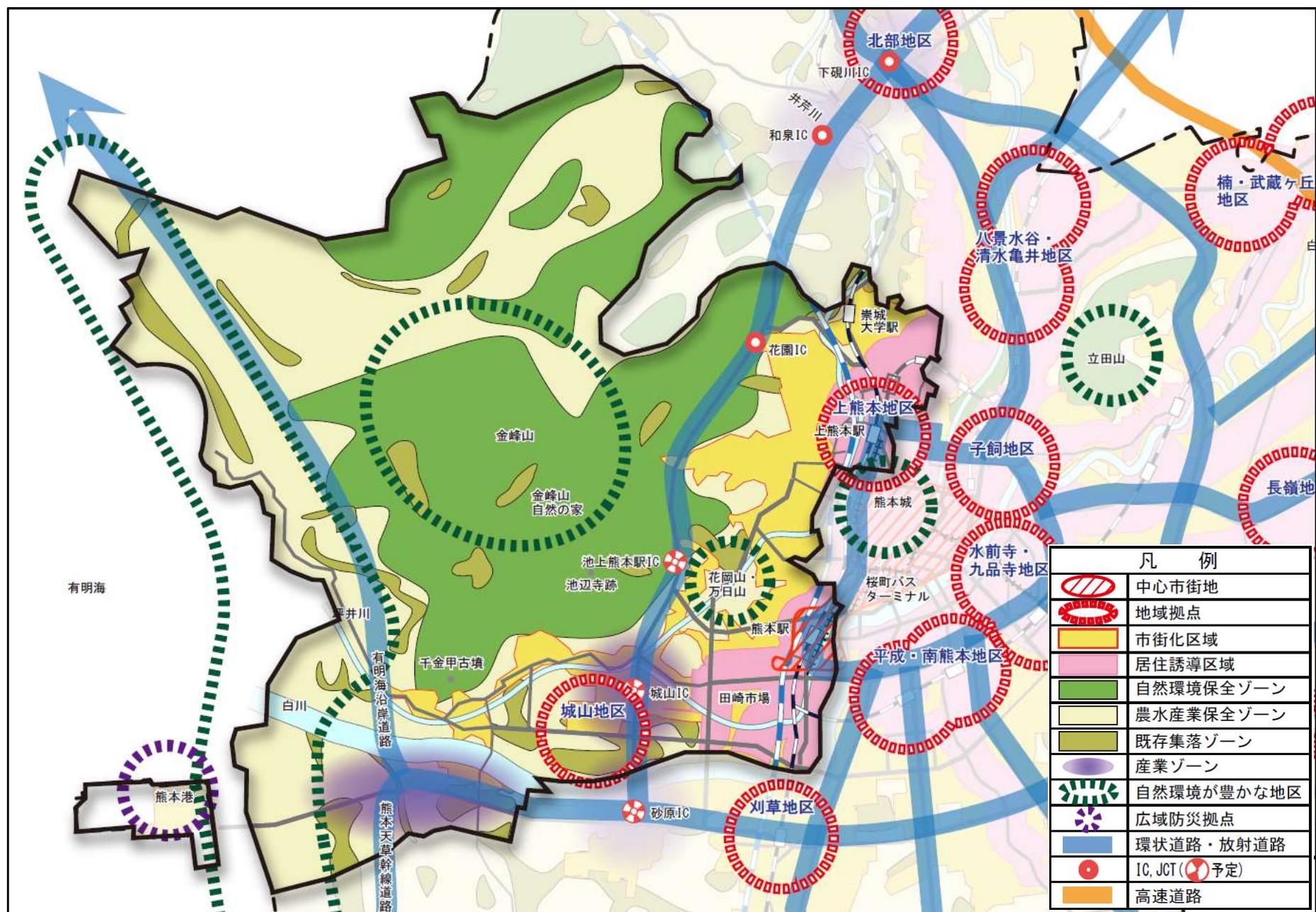
豊かな自然環境と眺望を有する金峰山や、有明海が持つ生物多様性を保全するとともに、自然と触れ合えるレクリエーション機能の創出、及び良好な景観形成を図ります。

⑤防災機能の強化

有明海沿岸部や白川等の河口周辺で想定される津波や高潮、洪水による浸水災害に対し、地域版ハザードマップ作成や開発行為等の厳格化などを進めるとともに、国・県と連携し、災害時の物資輸送の拠点となる熊本港等の機能向上を図ります。

1. 骨子(案) 【4章 区別の都市づくり】

将来構成図（西区）



1. 骨子(案) 【4章 区別の都市づくり】

4節 南区

特徴と役割

- 区域の約半分が自然的土地利用だが、半導体生産工場、工業団地、流通業務団地（県内流通拠点）、熊本総合車両所などが立地し、製造業、運輸業の中核。
- 富合駅、川尻駅、西熊本駅、九州縦貫自動車道の城南スマートICといった広域交通拠点が存在する南の玄関口。
- 富合地区、刈草地区、川尻地区、城南地区といった地域拠点が存在。
- 塚原古墳群や川尻米蔵跡といった文化財が点在し、特に川尻地区では歴史や文化に根差した住民主体の街並みづくりが活発。
- 富合地区において土地区画整理事業が実施中。
- 雁回山、有明海、吉野山、緑川など、豊かな自然環境が存在。
- 農水産品（米、野菜、ノリ、アサリ・ハマグリなど）の生産拠点。
- 有明海沿岸部や河川の河口周辺では津波や高潮による浸水が想定。

南区の都市づくり

①農水産物の生産基盤と地域コミュニティの維持、産業用地の計画的な誘導

米、野菜、ノリ、アサリ・ハマグリなどの農水産物の生産基盤を維持・保全とともに、地域コミュニティや日常生活サービス機能の維持を図ります。また、半導体企業等の進出を踏まえ、周辺環境に配慮した産業用地の確保を図ります。

②都市基盤の整備推進

広域道路ネットワークの整備促進や、西熊本駅や川尻駅、富合駅の交通結節機能を強化し、南の玄関口としてのポテンシャルを活かした都市づくりに取り組むとともに、河川整備や浸水対策の重点地区の整備を推進します。

③地域拠点の利便性・拠点性の向上

富合地区、刈草地区、川尻地区、城南地区の特性を生かし、地区計画制度等の活用、交通結節機能の強化により、都市機能と居住の誘導を図ります。

④自然環境の保全と利活用の推進

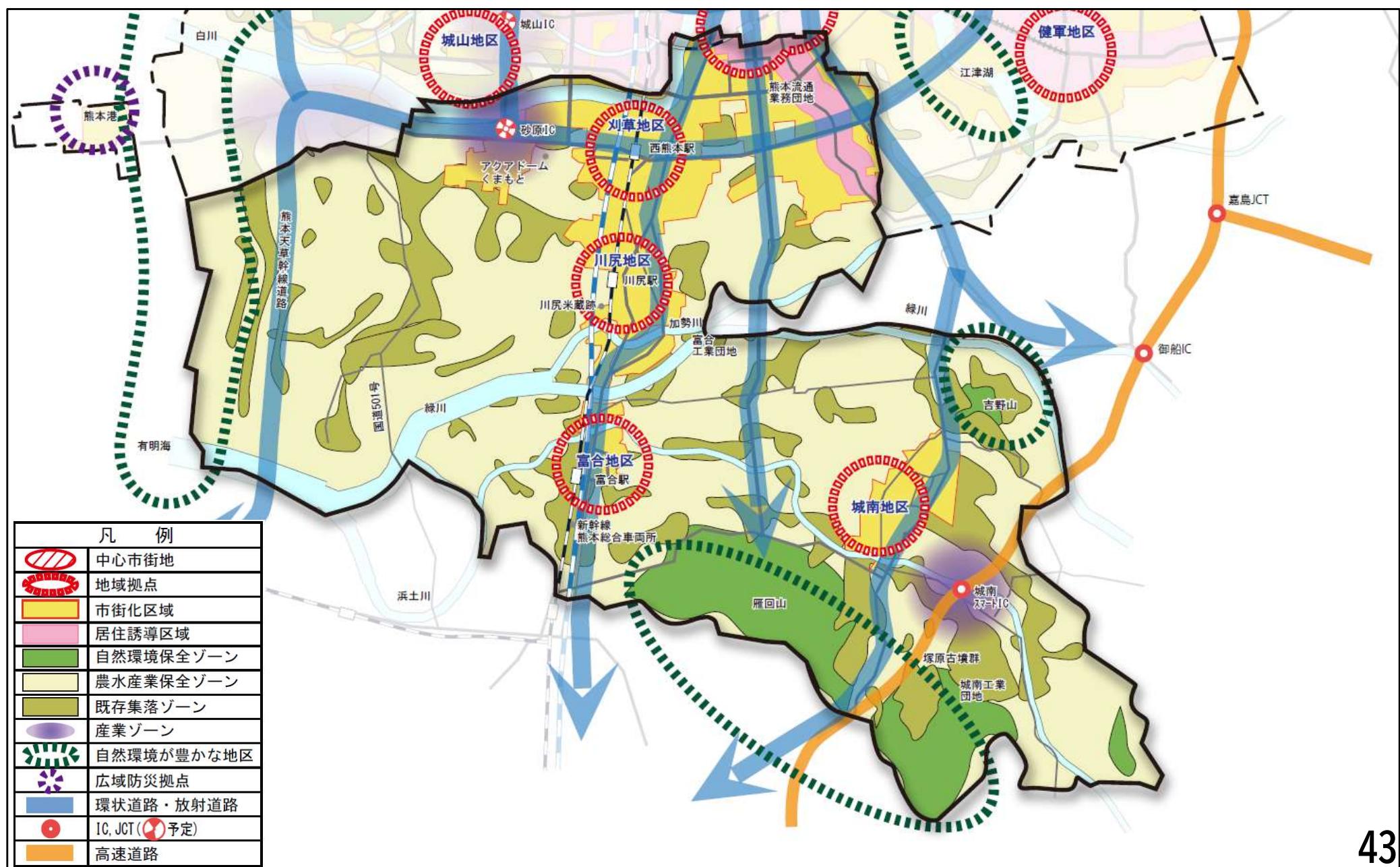
雁回山や有明海など良好な自然環境や川尻地区等の歴史資源・景観を保全とともに、地域と連携してこれらの資源を生かした都市づくりに取り組みます。

⑤防災機能の強化

有明海沿岸部や緑川等の河口周辺で想定される津波や高潮、洪水による浸水対策として、地域版ハザードマップ作成や開発行為等の厳格化などに取り組みます。

1. 骨子(案) 【4章 区別の都市づくり】

将来構成図（南区）



1. 骨子(案) 【4章 区別の都市づくり】

5節 北区

特徴と役割

- 植木IC、北熊本SICが立地し、今後、植木バイパスや西環状道路、中九州横断道路の整備により、土地利用のポテンシャルが高まる。
- JR、熊本電鉄、バスといった公共交通が一部区域で充実。植木エリアではデマンドタクシーを運行。
- 植木地区、北部地区、楠・武蔵ヶ丘地区、八景水谷・清水亀井地区といった地域拠点が存在。
- 医療や福祉施設が拠点に立地するが、北部地区では商業施設が不足。
- 釜尾古墳や西南戦争遺跡など文化財が多く点在。
- 植木温泉、田原坂、武蔵塚など、観光資源や歴史的資源が存在。
- 農産品の生産拠点（スイカ、メロンなど施設栽培）及び食品工業団地（フードパル熊本）が立地。
- 立田山、八景水谷水源地など豊かな自然が存在。

北区の都市づくり

①新たな産業用地の計画的な誘導

半導体企業等の進出を踏まえ、植木IC、北熊本SIC周辺などにおいて、地区計画制度等を活用した計画的な産業の立地誘導と、民間事業者と連携した都市基盤の整備等により、農地等の周辺環境に配慮した産業用地の確保を図ります。

②都市基盤の整備推進

国・県と連携し、中九州横断道路や熊本西環状道路、植木バイパスの整備を推進し、地理的ポテンシャルを活かした都市づくりに取り組みます。

③地域拠点の利便性・拠点性の向上

植木地区、北部地区、楠・武蔵ヶ丘地区、八景水谷・清水亀井地区の特性を生かし、地区計画制度の活用、交通結節機能の強化等により、都市機能や居住の誘導を図り、利便性・拠点性の向上を図ります。

④自然環境の保全と利活用の推進

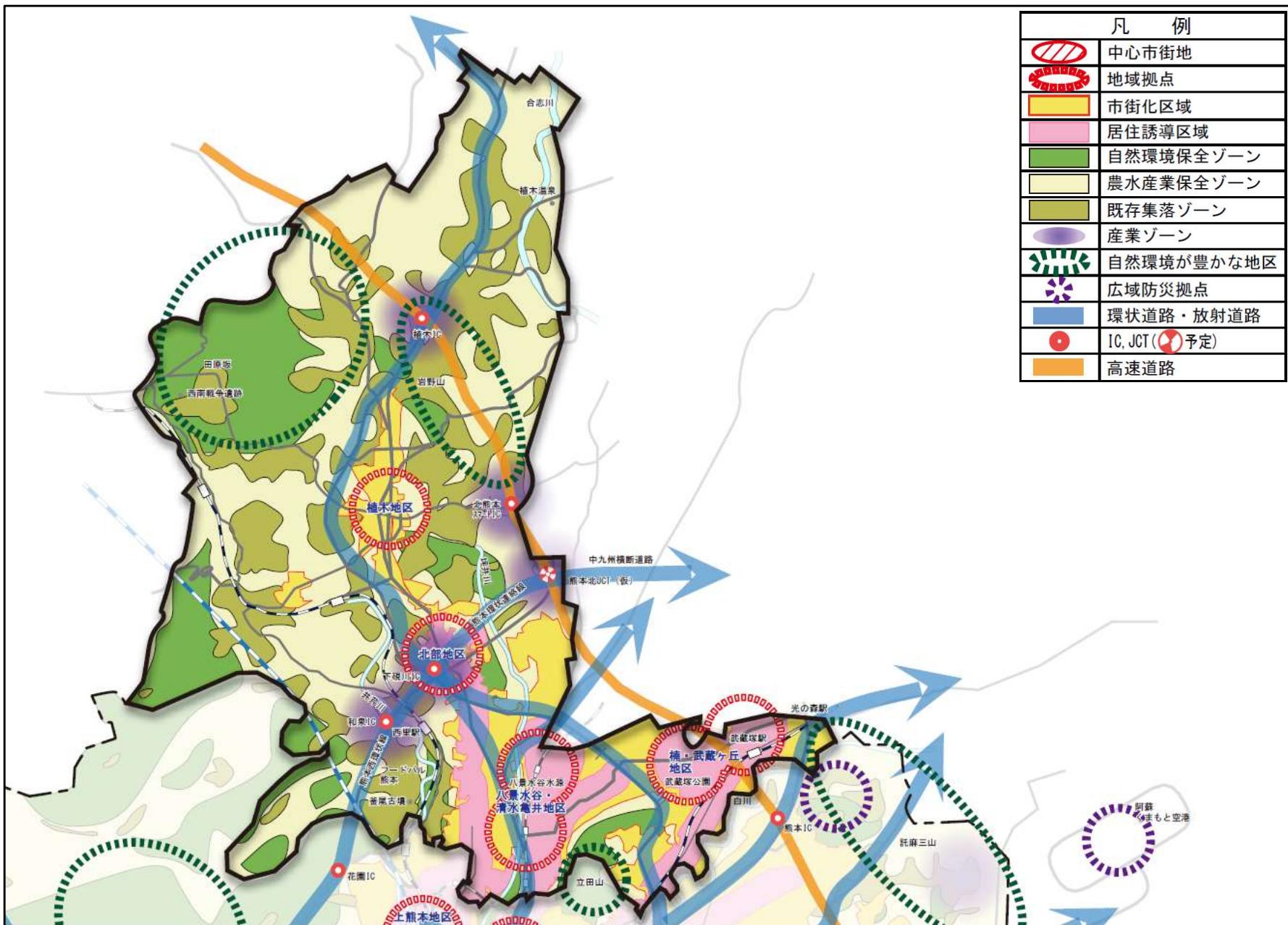
立田山、八景水谷水源などの豊富な自然環境や、植木温泉や田原坂等の観光資源や歴史的資源を保全するとともに、地域と連携して利活用を図ります。

⑤防災機能の強化

土砂災害のリスクが高いエリアについて、県と連携した災害対策や安全な場所への移転支援等の推進、地域版ハザードマップ作成などに取り組みます。

1. 骨子(案) 【4章 区別の都市づくり】

将来構成図（北区）



1. 骨子(案) 【目次】

序章 熊本市都市マスターplan(仮称)について

1節 計画の位置付け

2節 目標年次

1章 都市の現況と課題

1節 課題の整理

2章 基本理念と目標、都市の将来像

1節 基本理念

2節 目標

3節 都市の将来像

3章 分野別の方針

1節 土地利用の方針

2節 都市施設・交通体系の方針

3節 都市空間整備の方針

4節 自然環境・景観形成の方針

5節 都市防災の方針

4章 区別の都市づくり

1節 中央区

2節 東区

3節 西区

4節 南区

5節 北区

5章 市街化区域における居住・都市機能の誘導の方針等～立地適正化計画～

1節 基本的な考え方

2節 都市機能誘導区域及び誘導施設

3節 居住誘導区域

4節 防災指針

5節 誘導施策

6節 届出制度

7節 目標値及び評価指標

6章 今後の進め方（進行管理）

1節 今後の進め方

2節 進行管理

1. 骨子(案)5章 市街化区域における居住・都市機能の誘導の方針等 ～立地適正化計画～】

1節 基本的な考え方

① 都市機能誘導区域における都市機能の維持・確保

高次な都市機能が集積する中心市街地を市域及び都市圏の全体の拠点とし、日常生活サービスが整う15の地域拠点を核として、都市機能の維持・確保を図る。

② 居住誘導区域における人口密度の維持

都市機能誘導区域や公共交通の利便性が高い地域の人口密度を維持するため、良質な住宅の確保や快適でゆとりある都市空間の形成を図り、人口の転入や定住を支える居住環境の向上に取り組む。

③ 公共交通ネットワークの充実

熊本都市圏都市交通マスターplanや熊本地域公共交通計画との整合性を図りつつ、誰もが移動しやすい持続可能な公共交通の実現に取り組む。

④ 防災視点の強化

居住誘導区域を中心に、ハザード情報と都市の情報を組み合わせるなど、災害リスク分析・課題抽出等を行い、ハード・ソフトの両面からの取組により、リスク回避・低減に取り組む。

⑤ 持続的な都市経営の維持・確保

居住及び都市機能を一定のエリアに誘導・集積し、人口減少下においても人口密度や都市機能を維持・確保することで、都市の価値の維持を図り、持続可能な都市経営を維持・確保する。

1. 骨子(案) 【5章 立地適正化計画】

2節 都市機能誘導区域及び誘導施設

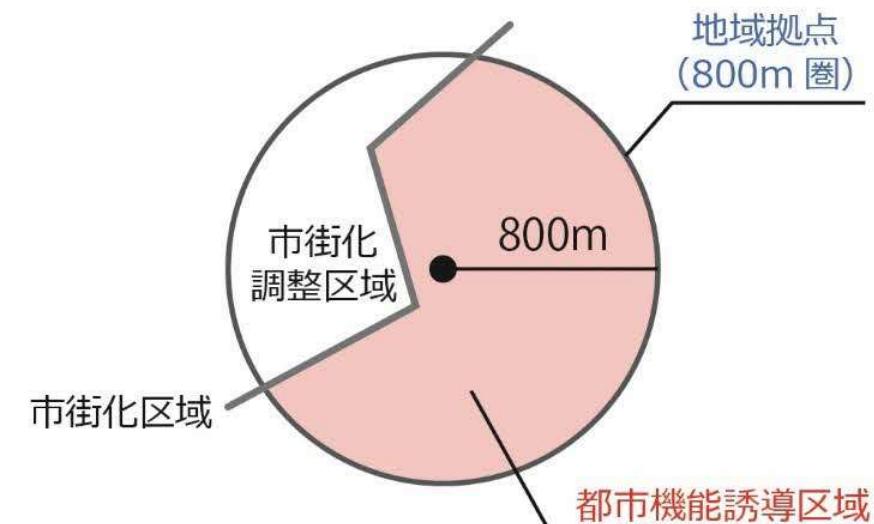
■都市機能誘導区域の設定の考え方

- 現行の区域を基本としつつ、利便性・災害リスク・地形の観点で、誘導区域の設定を行います。

観点	主な内容
① 利便性	<ul style="list-style-type: none">利便性の良いエリアを改めて確認。公共交通サービスの現状を加味。
② 災害 リスク	<ul style="list-style-type: none">各種ハザード情報等を踏まえ、災害発生のタイミングや避難の可否を基に判断。
③ 地形	<ul style="list-style-type: none">河道内に誘導区域が設定されているエリアを除外。河川や線路で物理的に分断されたエリアを抽出し、橋梁や踏切など通行施設の位置で判断。

■都市機能誘導区域の設定

- 本市の都市機能誘導区域は、中心市街地と15の地域拠点を基本とし、主要な鉄軌道駅やバス停から徒歩10分で移動可能な800m圏域を設定します。
- 工業地域、市街化調整区域や災害リスクが高い地域は都市機能誘導区域から除外します。



1. 骨子(案) 【5章 立地適正化計画】

■誘導施設の設定

- ・国の「立地適正化計画の手引き」をもとに、誘導施設は都市の居住者の共同の福祉や利便のため必要な施設を幅広く定めます。
- ・アンケート等の住民意向を基に、**商業施設・医療施設・金融施設**を誘導施設に設定します。
- ・さらに、生活利便性の向上に資する施設（行政・教育文化・高齢福祉・児童福祉）を誘導施設として設定します。

▼設定する施設一覧

施設名	
誘導施設	商業施設
	医療施設
	金融施設
	行政施設
	教育文化施設
	高齢福祉施設
	児童福祉施設

今回追加

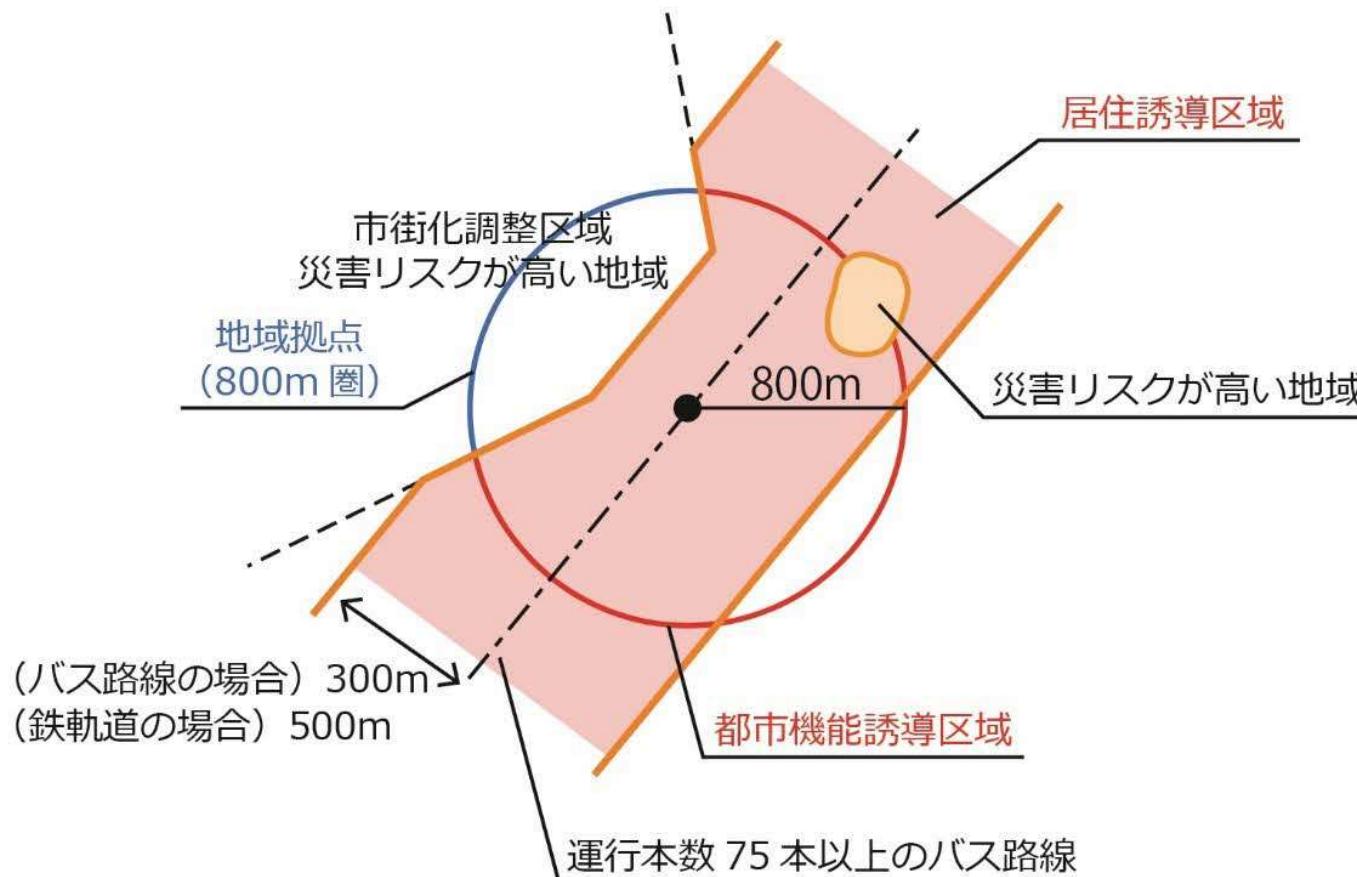
(参考)共同の福祉や利便のために必要な施設 (国交省HPより)

機能	中心拠点	地域・生活拠点
行政機能	■中枢的な行政機能 例. 本庁舎	■日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等 例. 支所、福祉事務所等の各地域事務所
介護福祉機能	■市町村全域の住民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例. 総合福祉センター	■高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる機能 例. 地域包括支援センター、在宅系介護施設、コミュニティサロン 等
子育て機能	■市町村全域の住民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例. 子育て総合支援センター	■子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能 例. 保育所、こども園、児童クラブ、子育て支援センター、児童館 等
商業機能	■時間消費型のショッピングニーズ等、様々なニーズに対応した買い物、食事を提供する機能 例. 相当規模の商業集積	■日々の生活中必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能 例. 延床面積●m ² 以上の食品スーパー
医療機能	■総合的な医療サービス（二次医療）を受けることができる機能 例. 病院	■日常的な診療を受けることができる機能 例. 延床面積●m ² 以上の診療所
金融機能	■決済や融資等の金融機能を提供する機能 例. 銀行、信用金庫	■日々の引き出し、預け入れなどができる機能 例. 郵便局
教育・文化機能	■住民全体を対象とした教育文化サービスの拠点となる機能 例. 文化ホール、中央図書館	■地域における教育文化活動を支える拠点となる機能 例. 図書館支所、社会教育センター

3節 居住誘導区域

■居住誘導区域の設定

- 本市の居住誘導区域は、利便性の高いバス路線沿線300m圏、市電の軌道沿線500m圏及び市電を除く鉄軌道駅500m圏域を設定します。
- 工業地域、市街化調整区域や災害リスクが高い地域は居住誘導区域から除外します。



4節 防災指針

■防災指針の概要及び位置付け

- ・都市再生特別措置法等の一部改正（R2.6月）により、頻発・激甚化する自然災害に対応したまちづくりを推進するため、立地適正化計画への防災指針の位置づけが必須となりました。
- ・防災指針は災害リスクと都市情報を重ね合わせ、防災上の課題を抽出し、基本的に居住誘導区域の防災対策を記載するものとして位置付けられています。

■誘導区域と災害ハザードの取り扱い

- ・災害リスクの観点から、居住誘導区域には浸水想定区域（洪水）以外の災害ハザードは含まないこととする。

災害ハザード（イエロー）	防災指針での取扱い
土砂災害警戒区域	居住誘導区域に含まない
津波災害警戒区域	市域に指定なし
津波浸水想定区域	居住誘導区域に含まない
浸水想定区域 (洪水)	一部居住誘導区域に含む
浸水想定区域 (内水浸水)	市域に指定なし
想定浸水区域 (高潮)	市域に指定なし
都市洪水想定区域	市域に指定なし
都市浸水想定区域	市域に指定なし

災害ハザード（レッド）	防災指針の取扱い
土砂災害 特別警戒区域	居住誘導区域に含まない
津波災害 特別警戒区域	市域に指定なし
災害危険区域	居住誘導区域に含まない
地すべり防止区域	居住誘導区域に含まない
急傾斜地崩壊 危険区域	居住誘導区域に含まない

1. 骨子(案) 【5章 立地適正化計画】

■災害リスク分析の考え方

- ・災害ハザード情報と都市情報を基に、災害リスク分析の視点を整理しました。
- ・災害リスク分析の視点に基づき、各地区の災害リスクを抽出し、当該地区を誘導区域に含めてよいかどうかを判断します。

種別	災害ハザード情報	都市情報
洪水	<ul style="list-style-type: none">●浸水想定区域 (浸水深・浸水到達時間・浸水継続時間・流速) ※白川、加勢川、緑川の浸水想定区域を重ね合わせて最大となる情報を表示●家屋倒壊等氾濫想定区域●リスクマップ (高頻度・中頻度・計画規模(L1)・想定最大規模(L2))	<p>×</p> <ul style="list-style-type: none">●建物 (階数)●建物 (旧耐震基準に基づき建てられたと想定される木造建築物の分布)
高潮	<ul style="list-style-type: none">●浸水想定区域 (浸水深)	<ul style="list-style-type: none">●避難所・備蓄倉庫●防災拠点●災害時協力企業井戸
内水	<ul style="list-style-type: none">●浸水想定区域 (浸水深)	
地震	<ul style="list-style-type: none">●浸水想定区域 (浸水深) <p>※旧耐震基準に基づき建てられたと想定される木造建築物の分布</p>	<ul style="list-style-type: none">●道路 (アンダーパス等)●道路 (緊急輸送道路)

5節 誘導施策

■施策の設定

- ・居住誘導、都市機能誘導のための施策を設定します。
- ・新たな施策について、来年度（R7年度）に検討を行い、現計画から継続して実施していく施策を含め、具体に記載します。

6節 届出制度

■届出制度とは

- ・立地適正化計画は、市街化区域の中に居住を誘導する区域を定め、その中に都市機能を誘導する区域を定めています。
- ・立地適正化計画が策定されることにより、居住誘導区域外での宅地開発等、都市機能誘導区域外での誘導施設の建築行為等を行う場合、あるいは誘導施設の休止または廃止する場合は、本市への事前の届出が必要となります。

1. 骨子(案) 【5章 立地適正化計画】

7節 目標値及び評価指標

- 立地適正化計画の進捗を管理するため、5つの視点で評価指標を設定し、評価指標に基づく目標値を設定します。
- 概ね5年ごとに計画の調査・分析及び評価を実施することはもとより、毎年の実績値を確認することでトレンドを的確に把握します。

▼視点及び評価指標

視点	評価指標
①都市機能誘導区域における 都市機能の維持・確保	<ul style="list-style-type: none">誘導施設が充足している地域拠点数(区域)都市機能誘導区域に立地する誘導施設の割合 (%)
②居住誘導区域における 人口密度の維持	<ul style="list-style-type: none">居住誘導区域の人口密度 (人／ha)居住誘導区域の人口割合 (%)
③公共交通ネットワークの充実	<ul style="list-style-type: none">公共交通機関の年間利用者数 (千人)1人当たりの公共交通機関の利用頻度 (回)C0₂排出量に占める自家用車の割合 (%)
④防災機能の強化	<ul style="list-style-type: none">災害リスクの高いエリアの人口割合 (%)地域版ハザードマップの作成割合 (%)発災時に取るべき行動を認識している市民の割合 (%)
⑤持続的な都市経営 の維持・確保	<ul style="list-style-type: none">都市機能誘導区域※、 及び居住誘導区域の地価の変動率 (%)

※中心市街地及び15の地域拠点の両方を算出

1. 骨子(案) 【目次】

序章 熊本市都市マスターplan(仮称)について

1節 計画の位置付け

2節 目標年次

1章 都市の現況と課題

1節 課題の整理

2章 基本理念と目標、都市の将来像

1節 基本理念

2節 目標

3節 都市の将来像

3章 分野別の方針

1節 土地利用の方針

2節 都市施設・交通体系の方針

3節 都市空間整備の方針

4節 自然環境・景観形成の方針

5節 都市防災の方針

4章 区別の都市づくり

1節 中央区

2節 東区

3節 西区

4節 南区

5節 北区

5章 市街化区域における居住・都市機能の誘導の方針等～立地適正化計画～

1節 基本的な考え方

2節 都市機能誘導区域及び誘導施設

3節 居住誘導区域

4節 防災指針

5節 誘導施策

6節 届出制度

7節 目標値及び評価指標

6章 今後の進め方（進行管理）

1節 今後の進め方

2節 進行管理

1節 今後の進め方

■多様な主体と連携した都市づくり

- ・都市マスタープランを基本とした長期的な都市づくりを実現するためには、市民（地域団体・NPOなど、事業者を含む）と行政が、それぞれの役割と責任を明確にし、協力して取り組むことが重要です。今後、市民との協働をはじめ、様々な主体と連携して都市づくりを推進していきます。

■効果的・効率的なまちづくり

- ・計画段階、事業化段階などの適切な段階において、適切な評価・見直し（計画管理：PDCA）を行い、効果的・効率的なまちづくりに取り組みます。
- ・熊本市都市マスタープランは、20年後の都市の姿を展望しつつ、中長期的な視点に立ったまちづくりの基本方針を示すものです。計画に位置付けた施策に基づくまちづくりの進捗状況については、**概ね5年サイクルを基本**とし、計画（PLAN）を実行（DO）に移し、その効果・成果を点検・評価（CHECK）し、必要な改善策（ACTION）を講じながら、計画の質的向上につなげるPDCAサイクルによって実効性を高めます。

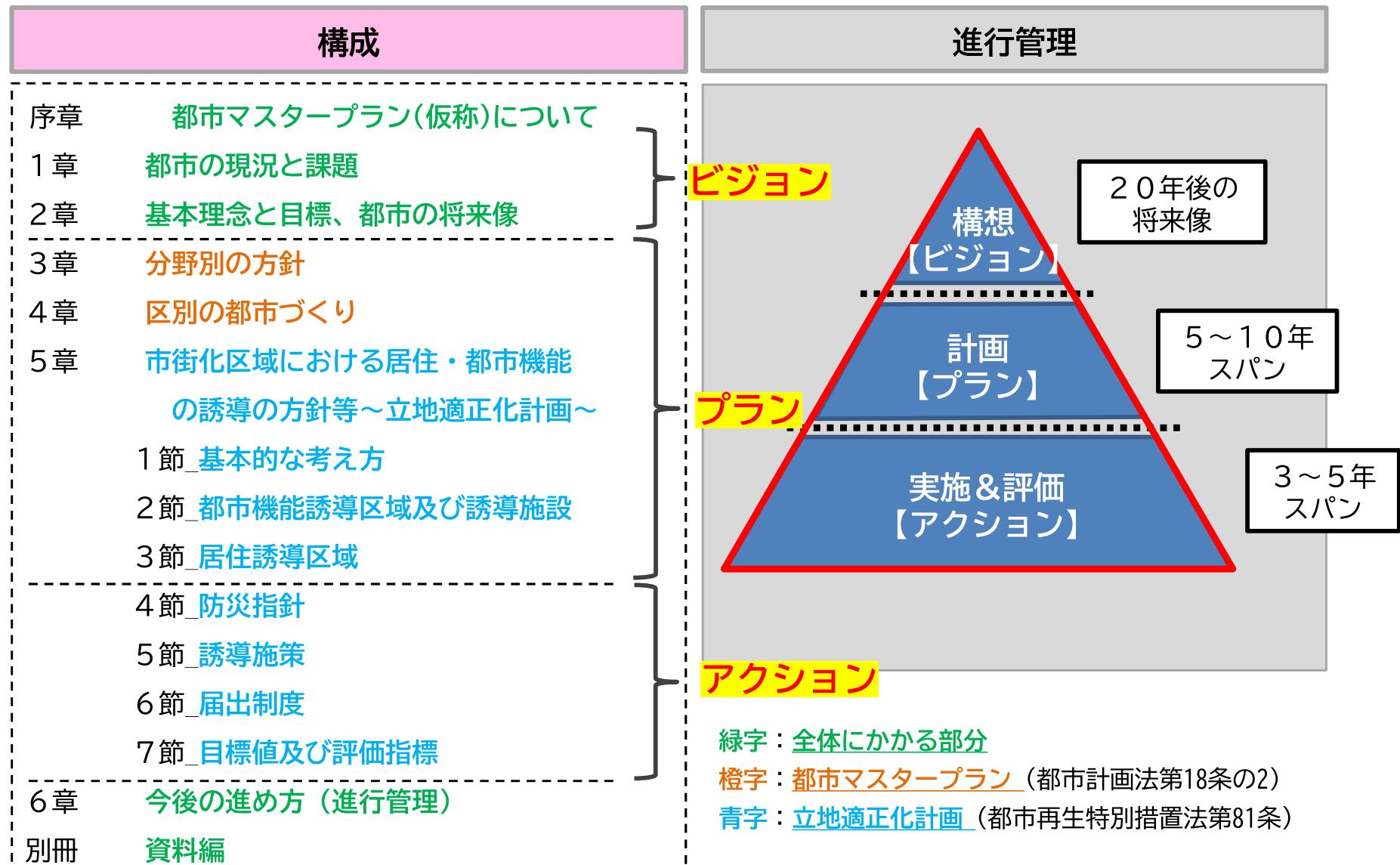
▼効果的な計画管理（PDCA）



1. 骨子(案) 【6章 今後の進め方(進行管理)】

2節 進行管理

- 構想【ビジョン】は20年後の将来像を描きつつ、計画【プラン】は5～10年スパン、実施&評価【アクション】は3～5年スパンで見直しを図り、計画を推進していきます。



はじめに

1. 骨子(案)のたたき台

2. 今後の進め方

2. 今後の進め方

1) 今年度の予定

主な検討内容(予定)	
第1回協議会	<ul style="list-style-type: none">・次期都市マスタープランの統合イメージ
第2回協議会	<ul style="list-style-type: none">・現行の都市マスタープランのふりかえり・次期都市マスタープランの課題の抽出
第1回専門部会	<ul style="list-style-type: none">・構成、課題、将来像
第2回専門部会	<ul style="list-style-type: none">・分野別の方針
第3回協議会	<ul style="list-style-type: none">・構成、課題、将来像・分野別の方針
第3回専門部会	<ul style="list-style-type: none">・分野別の方針
第4回専門部会	<ul style="list-style-type: none">・目標
第5回専門部会	<ul style="list-style-type: none">・防災指針・骨子(案)
第4回協議会	<ul style="list-style-type: none">・骨子(案)

骨子の作成

2. 今後の進め方

2) 協議会・専門部会等のスケジュール（案）

	R6年度	R7年度												R8年度	
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
協議会	● 第4回 骨子の案				● 第1回					● 第2回			● 第3回		次期計画運用開始
専門部会	● 第5回		● 第1回					● 第2回				● 第3回			
庁内会議等				●					●			●			